

行政常任委員会

令和 6 年 2 月 6 日（火）

午前 9 時 5 9 分開 会

○南委員長 おはようございます。御苦労さんでございます。

昨日の雨で尾鷲神社の祭礼が、今日、挙行されて、道中手踊りが午後から始まる予定となっております。

じゃ、ただいまより行政常任委員会を開催いたします。

本日の欠席者は、病気のため、村田幸隆委員、通院のため、内山左和子委員でございます。

それと、1 点、副委員長が、今日から……。実は、この前から復帰していただいたんですけれども、今日から副委員長として復帰をしていただきましたので、よろしくお願いいたします。

また、傍聴の希望者、1 名ありますけれども、傍聴させてもよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 それでは、傍聴者の入席をお願いいたします。

それでは、本日の議題は、国市浜公園整備事業、津波避難タワー、尾鷲市ストックヤード整備基本計画の 3 点でございます。

まず、初めに、加藤市長より御挨拶をいただきたいと思います。

○加藤市長 おはようございます。

委員の皆様には、行政常任委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

ここで、委員会の前に、東紀州広域ごみ処理施設運営事業について報告させていただきます。

先般、1 月 2 3 日に令和 6 年第 1 回東紀州環境施設組合議会臨時会が開催され、提出議案の令和 5 年度東紀州環境施設組合一般会計補正予算（第 2 号）において、令和 5 年度から令和 2 9 年度までの 2 5 年間の東紀州広域ごみ処理施設運営事業費の債務負担行為限度額 2 0 4 億 5 0 0 万円が可決されました。この議決をもって、先週の 2 月 1 日に東紀州広域ごみ処理施設運営事業費の入札公告を行い、入札説明書を公表しております。

今後の予定といたしましては、本年 7 月中旬に入札参加事業者からヒアリング及

び開札を、9月下旬に本契約を締結する予定であります。

引き続き、広域ごみ処理施設整備に向け、東紀州環境施設組合及び構成市町と連携し進めてまいります。

さて、本日は、国市浜公園整備事業、多目的スポーツフィールド整備事業、津波避難タワーの整備計画、尾鷲市ストックヤード整備基本計画についての3件を報告させていただきます。

詳細につきましては担当課より説明いたさせますので、どうぞよろしくお願いいたしますします。

○南委員長 それでは、担当課より、国市浜公園の整備事業につきましては、昨年の11月16日に当委員会で説明したのとダブるわけなんですけれども、この11月の段階で各委員さんからいろんな宿題の意見をいただいております。例えばトイレの問題だとか南門道路の問題、避難所等の問題といった数々の指摘事項があって、その指摘事項にできるだけ答えられるような範囲の資料を添付していただいておりますので、御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

それでは、生涯学習課長、説明をお願いいたします。

○平山生涯学習課長 それでは、国市浜公園整備事業につきまして、行政常任委員会資料に基づき御説明させていただきます。

それでは、資料1ページのほうを御覧ください。

まず、冒頭に、国市浜公園整備事業に係る予算の執行状況及び今後のスケジュールについて御説明いたします。

令和4年度の補正予算でお認めいただきました社会資本整備総合交付金対象事業分である多目的スポーツフィールド整備事業設計等の業務委託料1億2,100万円につきましては、令和4年度に国市浜公園整備に伴う地質調査業務委託として、①の1,959万4,300円を執行いたしました。令和4年11月28日完成で、請負者は東邦治水株式会社で、こちらにつきましては、さきの委員会で、報告のほう、させていただきます。

次に、令和5年度への繰越分として、国市浜公園整備に伴う測量、基本設計、実施設計業務委託につきましては、令和4年度契約金額、こちら、②の8,329万2,000円から469万7,000円を増額し、③の8,798万9,000円を執行いたしました。こちらにつきましては、令和5年10月6日に完成し、請負者は、キタイ設計株式会社三重事業所になっております。

次に、国市浜公園整備に伴う積算業務につきましては、こちらは、④の233万

2,000円を執行し、令和5年11月6日に完成し、請負者につきましては、公益財団法人の三重県建設技術センターになります。

次に、下の欄、下の記載が、委託料の予算残額分として繰り越ししました⑤の1,578万2,000円については、国市浜公園整備に伴う測量、基本設計、実施設計業務の変更金額として469万7,000円を執行し、残額1,108万5,000円につきましては、野球場の造成工事費、後ほど説明いたします、のほうへ流用しております。

以上、これら①、②、④、⑤の合計金額が1億2,100万円となっております。

次に、令和5年度補正予算計上の社会資本整備総合交付金対象事業分である、現在、造成中の国市浜公園野球場造成工事につきましては、契約金額8,336万9,000円で、請負者は七宝建設株式会社、こちらは令和6年3月25日までの工期となっております。現在のところ、造成工事を執行中で、おおむね約50%ほど、現状のほう、工事は進捗しております。

こちら、令和5年度補正予算でお認めいただきました8,100万円に、先ほどの繰越分、設計等業務委託料から流用として1,108万5,000円を加えた、予算額9,208万5,000円から、契約金額を差し引きました871万6,000円が、現在、予算残額となっております。

次に、2ページのほうを御覧ください。

次の国市浜公園に係る避難路概略検討業務委託につきましては、市単独事業費で当初の契約金額は985万6,000円、こちらから5万8,300円を減額としまして979万7,700円で、現在、請負者、公益財団法人三重県建設技術センターに委託しており、令和6年の3月31日までが委託期間となっております。

こちらの業務のほう、さきの11月の委員会のほうで案のほうを示させていただきまして、歩道橋設置について、現在、精査のほうを進めておるところでございます。

次に、令和5年度当初予算計上の5市町負担事業分である市営野球場解体工事設計発注支援業務委託47万3,000円につきましては、令和5年9月14日に完成し、請負者は、公益財団法人三重県建設技術センター、次に、市営野球場解体工事設計・積算業務委託につきましては、契約金額539万円で、請負者は、同じく公益財団法人の三重県建設技術センター、工期のほうが令和6年3月15日までの委託期間となっております。

下の表につきましては、今後の野球場整備関係のスケジュールといたしまして、

(1) 野球場建設につきましては、今年度、造成工事が完成し、令和6年度、令和7年度の2か年で野球場建設工事の完成を予定しております。

(2) 避難路整備については、今年度、避難路整備の概略検討を行いまして、令和6年度に避難路整備調査・設計・積算業務の発注で、令和7年度に避難路の建設工事を進めてまいりたいと考えております。

(3) 市営野球場解体につきましては、今年度、解体設計を実施し、令和6年度に解体工事を行い、解体完了後、現在、借地となっておりますので、中部電力株式会社さんのほうへ返還を行っていききたいというふうに考えております。

国市浜公園整備事業に係る予算の執行状況及び今後のスケジュールにつきましては、以上でございます。

次に、2番の実施設計の概略につきましては、さきの委員会で御指摘いただきました部分について、資料に基づき建設課のほうから御説明させていただきます。

○塩津建設課長 それでは、2番、実施設計の概要について、資料を基に説明させていただきます。

まず、添付した資料でございますが、公園レイアウト図、野球場の施設平面図、想定している進入路図、トイレの検討、造成の細部検討と設定、導入施設の細部検討と設計の計6枚となっております。

資料の3ページを御覧ください。

公園施設の配置を示したレイアウト図となっております。

主要なものとしまして、野球場、3か所のトイレ、第1、第2、第3駐車場、プロムナード、避難用歩道橋の配置について表示しております。

津波発生時に公園外へと避難するためのメイン避難の動線は、プロムナードを通り、避難用歩道橋へと至るルートとなります。

図面中央部、第1駐車場の右下辺りに中央広場がございますが、以前、管内視察として避難ルートを歩いていただいた際のスタート地点が、この部分でございます。

次に、資料の4ページを御覧ください。

野球場の施設平面図です。

資料の右上、上段に外野スタンドの標準断面図を表示しております。

まず、外野グラウンド側にL型擁壁を設置し、その天端に高さ1.2メートルのメッシュフェンスを設けます。その裏側を幅1.0メートルの通路とし、そこから張芝による観覧席を4.6メートル取り、防球ネットを立てまして、その外側に幅4.0メートルの外周道路を設置する設計となっております。

また、L型擁壁の外野グラウンド側には、幅95センチの防護マットを設置いたします。イメージ写真を添付しておりますが、奥にある青色の部分、これが防護マットでございます。

資料の右側、中段に添付した写真が、これが内野及び外野を人工芝とした場合の野球場のイメージでございます。

資料の右側の下段が内野スタンドの標準断面図で、断面図の右側のほうが内野グラウンド側となります。こちら、外野スタンドと同様に、L型擁壁、メッシュフェンス、1.0メートルの通路を設置し、そこから、現場打ちコンクリートによる階段状の観覧席を幅1.8メートルで設けます。さらに、1.0メートルの通路を挟んで、張芝による観覧席を5.4メートルで設置し、その上部に幅1.3メートルの通路、転落防止柵、野球場の外周部となるL型擁壁を設置する設計となっております。

こちらの内野スタンドも外野スタンドと同様、グラウンド側に防護マットを設置いたします。

また、収容人数でございますが、内野スタンド、外野スタンド合わせて、最大で800人を想定しております。

次に、資料の5ページを御覧ください。

公園への想定進入路を示しております。

この進入路につきましては、中部電力北門からサービスビルの横を通り、第1駐車場にアクセスする形で、延長は550メートルとなっております。

続きまして、資料の6ページを御覧ください。

トイレの検討でございます。

まず、資料、左側の下段、必要トイレ棟数と配置について説明させていただきます。

造園ハンドブックによりますと、本公園の広さ9.9ヘクタールでの必要トイレ数は4棟が目安となりますが、公共トイレと環境計画という書籍を参考に、トイレの誘致距離、実距離ですと210メートル、直線距離ですと160メートルとなりますが、こちらを考慮した場合、3棟で公園計画地をカバーできるため、本設計ではトイレ棟を3棟としております。

図面の青色で表示した矢印が実距離で、赤線で表示した円が直線距離160メートルを半径としたものでございます。

次に、資料、右側のほうへお移りください。

上段から、必要便器数の検討について説明させていただきます。

必要便器数につきましては、3パターンで検討しております。

まず、都市公園利用実態調査を参考にしたのですが、この調査は、国土交通省により5年から7年に1度行われているもので、直近の調査は令和3年度となりますが、コロナ禍の影響も踏まえ、その一つ前の調査、平成26年度の休日の利用者数を使用し、最大時来園者数を約505人と設定しております。また、一般的な都市公園より利用率が高くなると想定されますので、トイレ使用率を30分の1とし、505掛ける30分の1で、必要便器数を17穴以上としております。

次に、導入するスポーツ施設の大会時利用でございますが、こちらは野球場と、今後、サッカー場が導入され、同時に大会が開催された場合を想定したもので、必要便器数は30穴以上となっております。

次に、大規模な大会やイベントの開催を想定した場合の必要便器数でございますが、こちらは78穴以上となっております。

これらを検討しました結果、常設として整備するのは、トイレ3棟に各6穴ずつ、計18穴とし、スポーツ大会の同時開催や大規模なイベント時など、トイレ基数が不足することが予測される場合は、仮設トイレ等の設置で対応することとしております。

次に、資料7ページを御覧ください。

造成の細部検討と設定でございます。

まず、現況地形の状況ですが、中部電力からの引渡しが行われた際の地盤高を、おおむねTPプラス4.0メートルとして設計しております。

次に、造成整備方針の検討ですが、敷地の南側に既存の水路、西側に護岸が残置するため、それぞれに接続する高さをコントロールポイントとしております。

当該敷地は、尾鷲市では他に類を見ない広がりのある敷地形状ということで、公園施設として適度な高低差のある景観を形成し、起伏を利用した散策路や遊び場、海への眺望などが楽しめる空間を創出できるような地形形状とすることを方針とし、また、競技施設、今回は野球場となりますが、競技種目に合わせて設定されている推奨勾配を考慮し設計しております。

次に、液状化対策についてでございますが、以前、お示ししました地質調査結果で、レベル2地震動では液状化危険度、いわゆる液状化の起こる可能性が、高い、極めて高いとなっておりますので、液状化が起こりにくい造成高さとすることとしております。

最下段に示しております数値表は、宅地防災マニュアルからの抜粋でございます。これによりますと、非液状化層、いわゆる、地下水位から上の層の厚さ、 H_1 、これが5メートルを超えますと顕著な被害の可能性が低いとされておりますので、地質調査によって確認した地下水位からプラス5メートルを確保した造成高さとするよう設計し、現在、施工を進めております。

次に、資料の右側ですが、地盤改良の検討についてでございます。

地質調査結果によりまして、地盤の支持力が低い箇所、具体的には、表層の埋め土部分でN値の低い部分が分布していることが分かっておりますので、擁壁等の施工箇所に地盤改良を行うことを想定しております。

地盤改良の工法につきましては、浅層混合改良工法、トップベース工法、ジオセルマットレス工法、内部拘束型大型土のう工法の四つの工法について比較検討しております。比較表が見難いため、拡大したものを別添させていただいておりますが、この四つの工法のうち、周辺環境への影響や現場での施工性、経済性等を考慮し、ジオセルマットレス工法を、今回、採用しております。

続きまして、資料の8ページを御覧ください。

導入施設の細部検討と設定でございます。

まず、野球場の規格でございますが、基本的には公式の公認野球場の規格を採用しておりますが、ホームベースからバックネットまでの距離につきましては、公認野球場の規格では18.29メートルとなっておりますが、少年野球や市民利用の場合を考慮して、15メートルと、今回、しております。

次に、グラウンド舗装ですが、降雨後の利用再開までの早さや維持管理費用、県内での希少性などを考慮し、内野及び外野をロングパイル人工芝で舗装することとしております。

(発言する者あり)

○塩津建設課長 よろしいでしょうか。

次に、その他附帯施設で、野球場の附帯施設として、防球ネット、観客席、ブルペン、ダグアウト、スコアボード、バックスクリーンを導入する設計でございます。

そのうち、防球ネットについて説明させていただきます。

こちら表の部分が見難いため別添させていただいておりますが、全面ネット張りを基本とし、内野の観覧席部分については、施錠可能な金網製のフェンスタイプとしております。

次に、防球ネットの高さにつきましては、内野部分を14.9メートル、外野部

分を8メートルとし、支柱については、耐久性、維持管理、経済性で有利なコンクリートポールを採用しております。

また、ネットにつきましては、耐磨耗性や軽量性を考慮し、高張力ポリエチレンを材質とした強度の高いポリエチレンネットを採用しております。

委員会資料に基づく建設課の説明は以上でございます。

○南委員長 説明は以上ですか。

○平山生涯学習課長 資料の説明につきましては、以上でございます。

○南委員長 国市浜公園の説明は以上でございます。

ただいまの説明に御質疑、御発言のある方、御発言をお願いいたします。

○中村委員 5メートル盛土したら液状化を免れるというのは、これ、全部、5メートルかさ上げされるという理解ですか。

○塩津建設課長 基本的には、一番避難ルートメインとなりますプロムナード部分、こちらは確実に地下水位から5メートル以上確保するという造成の計画となっております。

○中村委員 そこまで、5メートル分、階段で上がるということですか。

○塩津建設課長 階段で上がるのではなくて、野球場を含めまして公園全体を造成はいたしますので、階段等で上がる必要はないということになっております。

○中村委員 説明がよく分からないんですけれども、全体5メートル上げへんかったら、野球場まで、どういうふうにして、5メートルかさ上げたプロムナードから野球場に導入されるんですか。

○塩津建設課長 今回、もう公園全体を造成いたします。その中で、6か所、ボーリング調査によって地下水位を測定しておりますので、そこから5メートルは確保するような造成となっております。

○中村委員 最初にお聞きしましたがけれども、全て全部を5メートルかさ上げされるんですかって聞いたらプロムナードだけやっておっしゃったので、今、聞いたんですけれども、全部を5メートル、今から、かさ上げされるんですね。

○塩津建設課長 そのとおりでございます。

○中村委員 その5メートルかさ上げた上に野球場を、またこれを造られるということですね。

○塩津建設課長 そうです、野球場を造る形になっております。

○中村委員 その5メートルの造成費用は、どこで見込まれておられるんですか。

○塩津建設課長 すみません、ちょっと説明のほうがまずかったと思います。地

下水位の面から５メートル以上確保する造成ということで、今回の今現在行っております造成工事が完了しましたら、その上に野球場を、また設置していく形です。

○中村委員　よく分からないんですけども、今、地下水位から、現状、何メートルあって、何メートルかさ上げされたんですか。

○塩津建設課長　以前、お示ししました地質調査結果で、地下水位は、現状、地盤から約マイナス３．５メートル、３．７メートルぐらいの範囲で分布しております。そこから５メートルということで、現状地盤ですと、１メートルから２メートル弱の造成の高さとなる設計でございます。

○中村委員　その水位は、干潮、満潮、大潮、全く勘案されていませんよね。あそこは海です。普通の地下水位じゃないですよ。海岸線を埋め立てています。ですから、大潮の満潮時には、マイナス３．５どころか、前、行って聞いたときには、最大０．５まで上がってくるって中電の方がおっしゃっていました。そのときに、それから５メートルのかさ上げなら分かりますけれども、たまたまボーリングしたときに水位がマイナス３．５やったから、そうやから大丈夫やって言われても、全くそれは信用できません。何なら、大潮の満潮時にボーリング調査をするべきです。

今回、能登でも大規模な液状化が発生しています。前からこの地域は、レベル２で必ず液状化されるって分かっているところに、この無謀な計画を立てられるのであれば、万全を期して、万全の上に万全を期すべきです。

まず、その地下水位の、ここは、川でもなく、海の上の埋立地であるということの勘案というのは、されたんですか。

○南委員長　建設課長、今、大事な指摘なので、干潮、満潮、大潮、どの部分を基準にしたのか明確にお願いします。

○塩津建設課長　まず、この地質調査時ですが、２０２２年の６月１３日、１４日、１７日、２２日、２５日に分かれて行っております。

まず、６月１３日、この日の満潮時は１７時３６分、干潮が１０時３９分となっております。地質調査が午前から行われ午後で完了する際は、水位の確認等が、この満潮に近い時間であったと考えられます。

６月１４日につきましては、満潮が１８時２８分、干潮が１１時２５分、これは日中ですが、こちらも地質調査の終了に近い満潮時刻となっておりますので、満潮に近い地下水位が確認できたのではないかと考えております。

その他、１７日、こちらは干潮が１３時５０分ですが、満潮が２０時５９分。満潮に向けて緩やかに海面の水位が上昇していると思われますし、６月２０日も満潮

が 12 時 22 分、干潮 18 時 18 分でございますが、この日の干潮と満潮の差は、50 センチ弱という数字になっております。

6 月 25 日の満潮が 16 時 17 分、干潮が 21 時 32 分で、こちらも満潮に近い水位が確認できたのではないかと考えておりますので、今回の地質調査による地下水位の設定は、妥当なものと考えております。

以上です。

○南委員長 満潮時を、ほぼ基準に上げたということですね、明確に。

○塩津建設課長 地下水位、潮位表のほうで確認しましたところ、ほぼ満潮に近い水位を確認できているのではないかと思います。

○南委員長 分かりました。

中村委員、よろしいですか。

○中村委員 それではお伺いしますけれども、この L 型を造るというのが載っているんですけれども、これは何ガルで計算されているのか教えてください。

○南委員長 7 ページですか。

○中村委員 7 ページです。

○塩津建設課長 何ガルといいますか、まず、L 型擁壁の設置の際には地盤の支持力を確認して設計することになっております。こちらのほうは、 q_a は 30 という形で設定しております。

ガルというのは、多分、その地震動に関する計算だと思いますので、150 ガルがレベル 1、250 ガル、350 ガルになりますとレベル 2 地震動ですが、そこらも考慮した計算となって構造計算のほうをやっておりますので、問題ないと考えております。

○中村委員 今回、能登では約 2,838、3,000 近い、3,000 ガルなんですよ。東北でも 3,000 ガルなんですよ。

今回、ここで起こるであろう東南海地震というのは、2,800 から 3,000 ガルを想定したガル数での計算やないと、とても 300 ガルなんていうのは、岩盤上の揺れなんですよ。ですから、その 300 で取りましたって言われて、ここが液状化、この今の言われているこの L 型の地盤改良で、まず、三千……。2,800 ぐらいでいいですわ。2,800 のガルやったら、どういうふうにこれが変形するのかのを、必ず出してください。

○塩津建設課長 ガルといいますと、なじみのない単位ですので補足させていただきますと、まず、前回、地質調査の際に説明させていただきましたときの地震の

加速度でございます。これが3.0メートル毎秒毎秒という単位とか、1.5メートル毎秒毎秒というような形で表示させていただきましたが、ガルといいますのはセンチメートルですので、1ガルが1センチメートルの毎秒毎秒ということは、3.5メートル毎秒毎秒をガルに直しますと350ガルということになります。2,000というガルの数字は、多分、今回、能登でも起きてはいないのではないかと考えます。

以上です。

○中村委員 必要なのじゃなくて、実際、それが起こるんやから、それに置き換えて、その移動が1秒間に横揺れするときのその大きさですよ。それやから、それが、そのガルに直したときに300では駄目でしょうって言っているんです。ですから、計算値として何でガルが大事かって言ったら、揺れる速度、大きさですよ。そこで液状化が、どのときにどの大きさで吹いてくるかというのが非常に重要になってきますので、ぜひそれは、もう、もう一回、出してください。

○塩津建設課長 前回、お示ししました地質調査結果による液状化の検討で、レベル1地震動ではほぼ起こらない、レベル2地震動で液状化の危険性が高い、かなり高いということでお示しさせていただきましたが、その際の変位量は最大でも28.9センチという形になっております。

前回、お示しさせていただきましたが、避難ルートのメインとなりますプロムナード部分につきましては、平板ブロックを連結した段差抑制工法というものを採用しておりますので、仮に28センチの地盤の変位があったとしても、スムーズな避難を確保できるような形で設計しております。

以上です。

○西川委員 今、建設課長とか行っていましたけど、市役所からも、先発隊、行っていますよね、能登に。報告を受けていますか、どういう状態やったか、液状化について。を受けていますか、防災危機管理課長。

○大和防災危機管理課長 状況について、報告書のほうで報告いただいております。

○西川委員 百聞は一見にしかず。私、金土日で現地行って見てきました。これ、今、5メートルで液状化が起こらないって言っていましたよね。能登の高速道路、ボックスカルバート、橋脚の付け根、20センチ、30センチ、段差ができていましたよ。どっちが沈んだのか、どっちが浮いたのか分からんけど。それで、一応、写真を撮ってきました、その液状化の起こったところ。

これ、ちょっと見ていただきたいんですけど。幾つかあります。

○南委員長 お願いします。

○西川委員 これですね。これ、これは、ほぼ多分、火力跡地と一緒にような高低差のところだと思うんですけど。それで、タイル貼りにやるって言っていましたよね。これなんか、もう海からずっと離れたところなんですよ。

それと、あと、能登、輪島の市役所前を見てもらおうと分かるんですけど、海から結構離れておるところでも、これ、タイル、みんな、めくれていますよね。

この状況を見て、皆さん、これ、何か不思議に思いませんか。これ、地下水位が全く関係ないところですよ。また、後で全部の写真を送りますけど、その高さ５メートルとか、そんな規模じゃないですよ。

○南委員長 執行部のほうへも入っておるのやろう。

（「入っています」と呼ぶ者あり）

○西川委員 これ、それでも、火力跡地に、こういう野球場を造ろうかという議論をするんだったら、百聞は一見にしかずで、一度、皆さんも、もう少し落ち着いたら、見に行ったほうがいいんじゃないですか。幾ら自分たちが正しいと思ってやっておることでも、これ、まずいよねって、絶対思いますよ。東北と違い、能登は、津波は輪島の１区画で、そこは立入りできませんでした。だもんで、その液状化の跡も、家の倒壊の跡も、きちんと残っています。だから、それ、一度、もし市役所の者が行っておって、その報告は、写真とかを撮らさんかったのですか、これ、防災危機管理課長。

○大和防災危機管理課長 写真のほうも報告書の中で撮って見ております。

○西川委員 撮って見ておって、疑問点に思いませんでしたか。もう、高速道路が、あれだけ段差があるということは、どういうことなんやろうって。地下水位とか、そんな、全く関係ありませんよ。震度だけですよ。それ、疑問に思いませんか、何でこういうことになるんやろうって。地震になったらこうなるのかで終わりじゃなく。

今回の地震は、防災士の方によると、特殊な地震だったそうですね。屋根の瓦の重みで、雪国のため、雪下ろしのために、瓦をくぎで止めたら、その重みで潰れたと。

それで、やはりほかの議員さんも勉強している方は御存じでしょうけど、転倒したビルも撮ってきました。杭頭処理が行われていません。やはり、差し筋が五、六本あっただけでした。それで、もうビルが倒壊するんですよ。そこに、あれします

かね、こういうものを造ろうと思いますかね、わざわざ。もっと高台へ。高台でもブロックは、平板は、ずれているんですよ、この写真で起こっているみたいに。それでも造りたいんですか、どうしても。これ、絶対、逃げられませんよ、これ。写真、見てもらったら分かるけど、これ、揺れておるとき、皆さん、これ、都市公園から避難施設に逃げられると思いますか。

○下村副市長　私も能登の地震の状況を見まして、確認したいことがあるということで、地理的な違いも当然あるということは思っておりました。

まず、隆起に関しまして、あれほど4メートルも5メートルも隆起するというのと、津波が短時間で来たというようなこともありまして、防災危機管理課を通して三重大学の川口先生に確認を取っていただきました。そうしますと、やはり能登の場合は、断層がずれたということと、震源地が近いということもあって、津波があって、それで、断層のずれによるああいう隆起が起こったということで、尾鷲の場合は、断層がすぐ近くにあるわけではなく、南海トラフ地震も沖合からの津波となるので十数分という想定をされておるということを確認させていただきました。

○西川委員　ですから、言っておるように、能登は津波が、ほぼ、ほぼというか、ないほうでしたね、隆起で。そんな発生時から2分って聞きました、現場の現地の人に。

我々が、今、造ろうとしておる都市公園は、必ず津波がやってくるんですよ。この平板ブロックがぼこぼこになったところを、例えば車椅子の方なんか、逃げられませんよね。僕でも歩けないですよ、これ、普通の運動靴では。ここを歩いておる後にやってくるのが津波でしょう。能登と違うのは、尾鷲は後から津波がやってくるということを考慮せんと、これ、一枚板の鉄板を敷いておるというんだったら分かりますけど、この液状化を防止するために平板ブロックをつなぐ、それをつないだら、このざまになりますよということを僕は言っておるんですけど、その点、分かってもらえますか。

○下村副市長　先ほど建設課長が言いましたように、平板ブロックにより二十数センチということを想定して、そういう施工を実施していきたいというふうに考えております。

○塩津建設課長　まず、平板ブロックについて、一部補足させていただきますが、写真を見る限りでございしますが、この平板ブロック同士が連結された設置にはなっていないと思われます。通常、平板ブロックの設置のとおり並べた形ですが、今、先ほど説明しました段差抑制という形になりますと、平板ブロック同士を、それぞ

れジョイントで結合させます。ですので、その際、耐荷重は200キログラムまで耐えられる設計となっておりますので、こういった形で避難ルートが段差ができ、避難の妨げになるようなことはないと考えて設計しておりますので、お願いいたします。

○西川委員　だから、僕は、現場を見てほしいんですよ。アスファルト舗装は、ある程度、柔軟性があって、追随しますよね。いきなり、ぽかっとはなりませんよね、アスファルトなら。コンクリートは、これ、ブロックを連結したとしても、コンクリートは硬いから、もう、それを物すごい力で押されたときに、それ、連結部分が余計邪魔になるんですよ、これ、ぱかんと飛ばんから。みんな波打って、ぽこぽこになって、下がすかすかの状態に、上にタイルが残っておる。これ、一回、見てきたほうがええですよ、その理論で、どこたらこうたらって言うておるよりも、やはり実際に見るのが本当に大事なことだと思います。それ、それを見てから言うてください。もっと写真いっぱい撮っておるんですけど、橋の橋脚がずれておるところとかいろいろと見ておるんですけど、それで、絶対避難はできないなって私は確信しました、どういうあれをしたとしても。その後、津波で必ずやられて、すごい被災、昼間だったら、すごい被災者が出ると思うから警告したんです。自分の目で見て言っていたきたい。

○南委員長　西川委員さんは、特に避難路の安全性の確保ということで御指摘されたと思うんですけども、そこら辺の説明はできますか、避難路の安全性について。

○塩津建設課長　先ほども申しましたが、液状化による変位が想定で20センチから30センチ未満という形です。その平板ブロックの接続工法、段差抑制工法につきましては、平板ブロックを接続した下部に空洞ができたとしても200キログラムの重さまで耐えられる設計となっておりますので、こういった形で、ブロック一枚一枚ががたがたとなったりということはないと考えております。避難速度の低減もないものと考えております。

設計については以上でございます。

○西川委員　だったら、以前、中村委員が言っていた避難路のボックスカルバート、僕、何遍も言っていますよね、あの橋脚の継ぎ目とボックスカルバートのところが、もうひどいところは80センチ以上浮いておるんですよ。そこ、年寄りの方、上れますか。その水路、水もないところですよ。その地下水位も、とんでもない高い高速道路でさえ、ボックスカルバートの隆起で段差が物すごいで、物すごい応急

処置して、僕は、小さい四駆で行ったもので通れましたけど、普通車なんて、腹、こすっていましたが、それだったら、もう逃げられないやないですか、その出口で。以前、中村委員、指摘していましたよね、ボックスカルバートで液状化で段差が起きるということは。それ、実際に起きておったから言っておるだけで、それが水位を関係ない高速道路でもそれが発生しておるということは、それはどう説明するんですか、その尾鷲の執行部の学者さんたちは。

○塩津建設課長　この能登の地震に関しましては、これから多分研究等されて解明されていくことと思いますが、特に、この今回の国市浜公園につきましては、液状化による段差が20センチ、30センチ未満、避難路のほうはレベル2地震動に対応した液状化対策も行うこととなっておりますので、80センチとか人が上れないような段差になるようなことは、ないと考えております。

○西川委員　それ、断定せんほうがええと思いますよ。絶対に断定せんほうがええと思いますよ。何でこれがって、その連続ですよ。えっ、うそやろうとか、まじでかよって、現場を見たら、絶対、そう思うって。能登は、津波が来んかったからまだよかったですけど、尾鷲は必ず津波が来るんですよ。その出口で起きないと思いますではあかん。絶対起きません、来たら私が責任を取りますぐらいの答弁を求めます。

○下村副市長　能登の地震につきましては、従前になような事象があったということもあります。

さきの体育館、中央公の委員会でもお話しさせていただきましたが、この能登の地震の被害状況を見て、まだ改良することが技術的にあるかもしれませんが、当然、施工業者等も今回の事象を参考にしながら安全な工事執行を行うものと、また、協議も進めていきたいと思っております。

○西川委員　私は、この尾鷲市民の、よそから来た人も含めて、そこでくつろいでいただく人の安全をきちっとしてほしい、担保してほしいんですよ。工事の事業者のための都市公園であってはならんのですよ。市民のための都市公園でしょう。だったら、こういう事象がなかったから、こういう事象がなかったから、活断層がなかったから。じゃ、その後、尾鷲は津波が来る。来るから心配しておるんですよ。それを、能登とは違うとか以前のこういうことがなかったから。もう、以前のことは、以前の同じものは来ないと考えて、それ以上に危惧したほうがいいんじゃないかと思うんです。業者のための工事であっては、俺は、私は、いけないと思いますので。

○下村副市長　　当然、来場者、利用者の安全を第一に施工を進めていきたいと思っております。

○中村委員　　全く安全について考慮されていませんよね。300ガルで30センチずれたにしましょう。それで30センチ、避難するためのプロムナードと地盤が30センチ段差がついたところを、実際、本当に逃げられるとも思っておられるのですか。

それと、ここは活断層ないっておっしゃいましたけれども、ここはプレート型ですので、尾鷲のこの地下までプレートは潜り込んでいるんですよ。ですから、東南海地震が起きたら、尾鷲は、まず直下型の地震が来るんです。ですから、震度6、7を覚悟する上で、2,000ガルを目標にするべきやと私は言っているんです。

そして、その後、ここは津波が来るまでに時間がある。ないです。まず、直下型の地震が来て、5分以内に、先っちょは漬かるということは、川を遡上してくるんです。

今回の能登の地震でも映像で出ていましたよね。揺れて2分で、もう川を遡上してきました。本当に、幸か不幸か4メートルも隆起したおかげで津波はあの高さで済んだだけで、あれがもし隆起なかったら、4メートルの津波が襲ってきていたわけですよ、2分以内に。

ここも一緒なんですよ。尾鷲の地盤の下までプレートが沈み込んでいるということは、活断層より、まだ悪いんです、ここは。必ず津波が来るから。それも5分以内に、もう第1波が来て、あそこは5メートルの津波が来るわけですよ、5分以内に。5メートルの津波が来るときに、30センチの段差があるところを誰が逃げられるんですか。30センチやから大丈夫じゃないです。30センチの段差を渡って逃げられる人を一回やってみてください。揺れて、そして、30センチの段差ができるような地震というのは、1分以上揺れるんですよ。1分以上揺れた後に津波が来るまでに4分ぐらいしかないときに、4分で30センチを駆け上がって、誰が逃げられるんですか。全くその絵に描いた餅で、これは、この数値やから大丈夫です。いいえ、ここは300ガルではありません。2,000ガルぐらいを、そうやから、1秒間に2メートル揺れるような地震が来るわけですよ。能登は特殊なんじゃないです。ここは、きっと能登よりもっとひどいです。能登は津波がありませんでした、4メートル隆起したおかげで。でも、ここは、5メートル、すぐに押し寄せてきます。そうやから、30センチやから大丈夫。30センチやから大丈夫じゃないです。30センチの物を乗り越えて、本当に揺れているときに逃げられるかどうか、やっ

てみてください。それでも大丈夫やいうのやったら、本当に、これを設計した人と予算をつけた人、全員、責任を取るべきです。

○下村副市長 その4分、5分以内という根拠は、ありますか。

○中村委員 最悪を想定するのが根拠でしょう。最善を想定するんやったら、何も要らないですよ、耐震も要らないです、何もせんでいいじゃないですか。ですから、最悪、もう本当に、この場所是最悪の場所に造ろうとしているわけですよ。最悪の場所に造ろうとしているのに最善の方法で持って行って、あと、想定外でした、知りませんでしたって言って逃げるんですか。

だから、言っているでしょう。もしここに造るんやったら、本当に市長が言われるように1人の犠牲者も出さないものを造るべきですし、それが出来へんって分かっているんやったら、この計画はやめるべきです。

ですから、その想定は何ですかじゃないです。最悪を想定してください。それが市民の生命、命、財産を守るという尾鷲の議会と執行部の、それが責任です。

○南委員長 中村さん、レイさんが言われるように、政治の一番の基本は、市民の生命と財産を守ることでございます。十分認識しております。

○下村副市長 我々も何らかの基準がなければ事業を進めるわけにはいきません。国や県が示した基準を基に事業を執行していくということで、それが最大限の想定ということで、市の施策を進める、事業を進めるということになりましても、やはり国や県や補助金を頂くとすれば、何らかの基準があって、それをクリアする。それ以上のことはとなると、いや、それはもう尾鷲市さん、自前でやってくださいよという形になりますので、やはり何らかの基準を基に、やはり専門家が示した、国や県が示した基準を基に我々は事業を遂行していくということになります。

○中村委員 国が一番最初に50メートルメッシュで24.5メートルの津波が来るって言ったのを17メートルまで下げて、その根拠を示してくださいって言ったから、いまだに根拠を示されないんですよ。そういうふうに、何らかの根拠、何らかの根拠っておっしゃいますけれども、最大をもって何かを造っていかな助成金がもらわれへんのやったら、やめたらいいじゃないですか。生命、命、その生命、財産を守れへんのやったら、企画なんかするべきじゃないです。それを、いや、何らかの国が、これ、示したから。何回も言っているでしょう。24.5から17まで減らした根拠を、すぐ出してください。国に聞いても、県に聞いても、市に聞いても、たらい回しで、結局、その数値がどう動いたかの根拠というのは、いまだに出てきません。

おまけに、河川についても、この前、県に聞きました。何で河川の遡上に対して、津波の想定のところは白塗りで白抜きで入っていないんですかって聞いたら、これは入れていません。何で入れへんのですか。物すごく大事なんですよ。河川の遡上、河川に津波がどう回り込んでくるかによって、この国市浜公園の、今、計画している避難の橋は、使えなくなります。それが一番最初に遡上して上がってくるんですよ。それが白塗りやから、今、ここは逃げられます。想定では県が示していないから逃げられます。逃げられません。だって、県が示していなかったら、市は、それを勘案する必要がないんですか。

何回も言います。ここは最も危険な場所なんですよ。その最も危険な場所に尾鷲市が30億もかけて物を造ろうとするんやったら、尾鷲独自で、ここが絶対安全やという証明をしていくべきです。

ですから、河川に対する津波の遡上も全部勘案に入れて、そして、門型カルバートが今回の地震でどうなったかも西川委員が写真にいっぱい撮ってきてくれています。本当に逃げられると思っていて何らかの数字が要するというんやったら、尾鷲市独自で数字をつくるべきです。そして、胸を張って責任を取ってください。副市長が、1人でも死者が出たら俺も一緒に責任を取るってはっきりおっしゃっていただいたら納得します。

○大和防災危機管理課長 津波の高さのことについて、国等から示されている数字について御説明させていただきます。

国のほうでは検討ワーキングの途中の段階での数字ということで、二十数メートルの数字を発表した過去の経緯がございます。そのワーキングの最終報告の中では、尾鷲が一番高いところで17メートル、そのように報告受けておりまして、その最終報告書に基づいた尾鷲市のハザードマップを作成し、周知に図っているところでございます。

○南委員長 防災課長、津波の高と到達時間、それは分かりませんか。例えば、今、中村委員さんが、5メートルが5分で押し寄せてくるというようなお話がございましたけれども。

○大和防災危機管理課長 尾鷲市のハザードマップを到達時間ごとに色分けをして市民の皆様へ啓発をしております、市のホームページにも載せているところでございますが、緑の部分が一番多いですけれども、その部分は15分から20分ということで、それよりも海側のほうは黄色く色づけされております、10分から15分というふうなところがございます。このような危険性を周知しながら、避難

対策を、検討を進めております。

○南委員長 何メートルの津波の予測、あの緑の部分で。

○大和防災危機管理課長 尾鷲湾では11メートルの津波、これを想定して避難対策を検討しております。

○西川委員 防災危機管理課長、これ、南海トラフ、誰も体験したことないんですよ。体験したことないのを、国がつくったから、国の基準に従っているからで、それを超えた場合は想定外、それがおかしいって言うておるんですよ。誰も経験したことないでしょう。それより低いかも分かりません、市長がいつも言うておるように、津波は。だけど、やっぱり市の長として、担当の者として、最悪を考えて、10メートルと言うておるのが5メートルでよかったね、南海トラフ、来てもというんだったら分かるんですけど、中村レイ委員がいつも言うておられるように、常に最低を、最悪を想定するということではなく、全部、国がやっておるから、県がやっておるからではなく、尾鷲独自の、もっと、もうこれ以上考えてもよい案が浮かばないというような対策方法とかね、一番まず簡単なのは、あそこに造らなけりゃいいんですよ、危ないところへ。なぜ危険なところに造ろうとするのかが理解できませんもんで。本当に、誰も体験したことないでしょう、南海トラフ、まだ来ていないんだから。いつ来るか分からないし。僕たちが生きておるうちに来るのか来ないのか分からんけど、もしその南海トラフの後に、あの当時の議員は何やっておったんやって、執行部は何やっておったんやって言われたないから言うておるんですよ、最悪を。

○下村副市長 今現在、理論上最大ということでこの数値が出されております。

理論上最大ということで、この数値が示されておるといふふうに聞いております。

○西川委員 理論上最大と言われてますって言うていますが、じゃ、恐竜が絶滅したときの津波の高さって分かっていますか、何メートル来たか。

○南委員長 何メートルですか。

○西川委員 3,000メートルです。そんなの、過去にそういうことが、隕石が落ちてそういうことがあって、恐竜が絶滅した、そういうことも想定外って言われるんでしょう。そういうこともありましたよって。そうやから、学者、どんな学者、偉い学者さんが言おうが何しようが、最悪を考えて、そういうところに造るべきじゃないって言うておるんですよ。

○南委員長 ここで10分間休憩します。

(休憩 午前11時03分)

(再開 午前 11 時 11 分)

○南委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

先ほどまでの国市のスポーツセンターの委員会の議論を聞いておりますと、やはり、最終的には市民が納得できないかもしれませんけれども、早い時間で、5分以内に高台へ避難できる安全ルート、避難路の確保というのが一番大きな問題点じゃないかなというように委員長として聞いておりました。いま一度、その避難路、経路も含めて、その工法についても再度見直しを図れるのであれば、より安全な堅牢な避難路ですか、造るというのも一つの大きな選択じゃないかなというふうに私は議論を聞いて判断をいたしました。安全な避難路の明確な位置がなしに、このスポーツフィールドというのは非常に難しいんじゃないかなというような思いもいたしておりますので、いま一度、明確な答弁を求めたいと思います。

○塩津建設課長 まず、避難ルートでございます。説明は繰り返しになりますが、液状化を考慮しまして、地下水位から5メートル以上の地盤高を確保した造成高さとし、また、プロムナード部分につきましては段差抑制工法、たとえ液状化が起ったとしても段差が起らない工法で、平板ブロックを連結した工法で段差を抑制しますので、先ほどおっしゃられたような30センチの段差がつくような工事にはしないということでございます。

また、避難の歩道橋につきましても、橋自体は道路橋示方書でレベル2地震動を考慮した設計とすることとなっておりますので、そちらの基準を準拠し、レベル2の地震があったとしても通れなくなるようなことはない橋としたいと考えております。

また、最終的な避難ルートは、以前にも視察のほうで歩いていただきましたルートを通して高台まで逃げるルートを想定し、今後も、まだ避難路概略検討業務のほうで完了しておりませんので、その完了次第、お示しさせていただきたいと考えております。

○南委員長 今のところでは、課長の避難路は、平板ブロックを段差をできるだけなくした強固なものという説明がありましたけれども、できたら、避難ブロックよりか、よりよいまた工法も検討をされたらどうかなというような感じがいたしておりますので、これは、全てもうコンクリートじゃないんでしょう、まだ。もう固まった問題じゃないんでしょう。いかがですか。

○塩津建設課長 その辺も検討させていただきたいと考えて。

○南委員長 分かりました。

西川委員、よろしいですか。

○西川委員 今はいいです。

○中村委員 この、今、プロムナードについて、30センチの段差が出来へんっておっしゃいました。もうそれを100%信用するとして、プロムナードと、それ以外の部分の段差は、必ずできますよね。それができへんように、どうされるつもりですか。

○塩津建設課長 プロムナードから避難の歩道橋に関しては、段差のほうは抑制されると思います。

また、野球場等からの段差でございますが、若干段差はできる可能性はございますが、避難の際は、すぐにプロムナード部分へ入っていただき、避難の歩道橋まで逃げるということで、避難速度の低減にはそれほどならないというふうに考えておりますので、今後もそういう形で進めたいと考えております。

○中村委員 車椅子の人は死ねということですね。30センチの段差を支障なく上がるなんていうことを、よくも軽々しくおっしゃいますよね。そういうことを言うべきではありませんし、それについて、まず、お答えいただけますか。

○塩津建設課長 特に車椅子の方であるとか歩行が困難な方に関しましては、共助という形で助け合いながらという形も考えられますと思いますし、また、足の不自由な方等に関しては、他の市町でも検討でリヤカー等を利用して避難するとありますので、その辺、ソフト面でできる対策のほうも、今後、考えてまいりたいと考えております。

○中村委員 公助、共助、自助というのは、公共の建物を造るときの設計プロセスではないんですよ。これは、一般、普通の人が生きているときに、自助、共助、公助という順番でやっていくのであって、これは公共施設なんですよ。公共施設の設計時に、自助、共助をお願いしますというような設計なんか、ないんですよ。設計の理念が、そもそも間違っています。自分で助かってくださいというような児童公園は、そもそも存在しません。もうその時点が、もう既にコンセプトが間違っているんですよ。設計理念ていうのを、もう一回勉強し直したらどうですか。

○南委員長 建設課長、よろしいですか。

○塩津建設課長 多分、自助、公助、共助が公共施設にとおっしゃられましたが、今回の公園設計に関しまして、野球場に関しては、レベル1地震動を考えております。避難の関係の避難路、歩道橋に関しては、レベル2地震動を考えております。

設計理念とおっしゃいますが、ある程度、基準に基づいた形で設計しておりますので、その辺、御理解いただきたいと考えております。

○西川委員 発想の転換で、この前、僕は、その能登の地震について学ぶという講演を聞きに行ってきました。自助、共助、公助もいいんですけど、近助というものもあるらしいですね、言葉。

それで、もし、その都市公園に足の悪い方のために救難艇も、今、結構いろんなところで検討されておるらしいです、その講師の方によると。どうしても逃げられないときは、今は自助、共助と言っておるけど、それを捨てなければならない時期なんですよ。助けてはいけない、自分がまず助かるのが一番やという。だから、救命艇やと、そのまま放り込んだらええだけですよね。そんな救命艇とかそんなのは何も考えていないんですか。僕、あれやったら、また資料、見せますけど。

○濱田政策調整課調整監 今、中部電力の揚油栈橋の先端に置かれていました救命艇につきましては、頂ける方向で、今、中電の跡地まで運んできていただいておりますので、それらの活用も含めて検討させていただきたいと思います。

○西川委員 いや、それ、何年前の、何十年前の型の……。今、ドルフィンに置いてあったやつでしょう。今の最新のは、流木とかそういうものに、流れてきても強度があるらしいですよ。その最新のものを、別に少しのお金で買えるのであれば、それを備えるのもどうですかという提案をしておって、いや、火力の古いのがありますからって、それ、あれ、転覆しますよね。今、転覆して、また復元して。

中に備蓄の材料とかそういうのも全部ある救難艇、カタログ、持っていますので、またあれやったら見せましょうか。

○南委員長 また、ぜひともお願いします。

○中村委員 今、野球場は、レベル1で設計って言われたんですけども、これ、レベル2で来たときに、このL型をたくさん使われているんですけど、これ、もちろん、ぼこぼこ、液状化でがたがた、潰れますよね。これはレベル1でええ、これはレベル2や、プロムナードだけレベル2で、ほかはレベル1で、ちゃんと、これ、構造物、できていますよね。構造物ができていて、このL型擁壁がぐちゃぐちゃになって逃げられへんということは、これ、レベル1の地震が必ず来るわけじゃないんですよ。どうして、その片っ方はレベル1で、片っ方はレベル2で、おまけに、これが、全部、土でできているんやったら、まだ分かるんですよ、崩れたら終わりやって。でも、これ、3メートルですか、盛土するような設計になっていて、両方バックでL型擁壁で囲むみたいな、それをレベル1やって、これ、レベル2来たら

必ずぐちゃぐちゃになりますよね。それで、これは、野球場やからええ。ええことないでしょう、これ、建設物でしょう。こんなそんなずさんな設計は、やめていただきたいんですけど、どうですか。

○塩津建設課長　まず、段差の話に戻りますが、地質調査の結果、現況の地盤で液状化が起こった際に起こる段差が20センチ、30センチ未満ということで、それを解消するために地下水位から5メートルの高さまで造成をするという形でございます。

また、L型擁壁等につきましては、既製品で基準等ございますので、L型擁壁に関しては、レベル2地震動等も考慮した形となっております。

ただ、以前説明しましたとおり、レベル2地震動というのは、避難用の建物であったり避難ルート、避難の橋であったりに適用されるべきで、避難のための建物でないものについては、レベル1地震動で設計するというふうにしております。

レベル1地震動では、その後も、またすぐに復旧して使える、レベル2地震動では、ある程度の修繕、改良が必要になってくるのがそういった建物で、避難であるとか人命を守るために必要な施設に関しましては、レベル2地震動を考慮した設計としております。

以上です。

○中村委員　発想が全くおかしいんですよ。その内野席で見ている人たちというのは、レベル2の地震が来たときに、L字のこのL型擁壁、たったこれだけのちょっとその基礎の下に何かしたようなやつが、レベル2の地震が来たときに、これがちゃんとおるという保証はないわけですよ。5メートルあったら絶対に液状化せえへんなんていうこともあり得へんし、その中におる人がプロムナードまで、大体、出ていかれへんじゃないですか。それは絶対に出ていけて、プロムナードの30センチの段差はぴょんって飛び乗って、はい、逃げてくださって、おかしいですよ。これ、完全に誰がどう考えても、内野席で見ている人が、地震によってぐらぐら、自分の座っているところがぐちゃぐちゃになって、逃げて出ていくところが、その出口が何か所あるのかちょっとよう分からへんけど、そこに殺到してみたいな形で、何で片っ方はレベル2で、片っ方はレベル1でよくて、おまけに、そこに人がおれへんのやったら、レベル1やろうが何やろうがええし、ここが原っぱやったら、別に、レベル1やろうが2やろうがどうでもいいけれども、ちゃんとした内野席をコンクリートで造るって言うておいて、それはレベル1ですって。もう全然、話がおかしいと思うんですよ。ここに人が誰もおれへんのやったら、レベル1でもレベル

2でも、どうでもいいです。でも、400人もの人を入れるという設計をしておきながら、これは野球場やからレベル1でいいんですよと言うんやったら、L字側溝もやめてください。それやったら、別にレベル1やろうが何やろうがいいです、はっでも逃げていけるんやから。でも、これは工作物であり建築物ですので、ちゃんとした最大地震に耐えられるようなものにしておいてください。

○塩津建設課長　　L型擁壁に関しましては、二次製品ですので、レベル2地震動等も考慮した形になっております。

以上です。

○中村委員　　L型擁壁自身は1個ずつ分かれていて、1個ずつは、もちますよ、1個ずつは。でも、それを乗せている地盤がぐちゃぐちゃになったら、1個ずつぐちゃぐちゃにずれて、ひっくり返ったり、内向いたり、外向いたり、どこ向いたりするか分かれへんわけですよ。それが連結しているから大丈夫なんじゃないんですよ。何ぼ連結していても、鉄筋、差し筋で、横、つないだとしても、それはぐにゃぐにゃ動くんですよ。だから、L型擁壁自体は、きっと1個ずつは全部大丈夫です。でも、中におる人間が、それによって安全に逃げられるという保証は、ないんですよ。だから、物が大事なんじゃないんです。中におる人間が、いかに安全に逃げられるかの話をしているんですよ。L型擁壁が、それこそ震度7でも、もちますよ、L型擁壁自体は、津波が来て流されやん限りは。だけど、そんな話をしているんじゃないんですよ。中におる400人が、いかに安全に逃げていけるかというところを全く勘案されていないから、それを指摘させていただいているんですよ。

きっと、私の言っていることは、ほかの委員の皆さんも普通の人も、全く理解できないと思うんですよ。でも、それは、きっと仕方がないと思うんですよ。ただ、そこまで考えて物を造って、400人なり800人を入れていかな、これはあかんということなんですよ。だから、ちゃんと考えてください。それで、国の基準やからどうやからじゃなくて、ここは一番危ないところに造るんやから、尾鷲市独自の基準で尾鷲市がもう一回これをチェックし直して、一番先に津波が到達する赤の部分は河川が入ってくるということを、もう一回、本当に考え直してやってください。これ、大変なことなんですよ。国の基準やから、県の基準やから、これ、大丈夫です。これ、これはレベル1、これはレベル2でやっていますから大丈夫です。大丈夫じゃ、ありません。だから、お願いですから、もう一回、ちゃんとチェックし直してください。そうやないと、こんな予算、通せません。

○西川委員　　建設課長、参考までに言っておきますけど、僕、テールアルメが崩

落しておるのを初めて見ました、今回の能登でね。

それで、あと、パラペットが海に落ちておるのも初めて見ました。

それで、L型も、折れてはいないんですけれども、今、中村委員が言うようにL型擁壁はばらばらやから、それがこけておるのも初めて見ました。絶対安全とされておるものでも、そういうことはあり得るよということを、一応、付け加えておきます。

○南委員長　今回の件につきまして、都市計画審議会の中でも答申を頂いたときでも、やはり液状化の問題を十分考慮して、安全な一時避難場所というんですか、避難路を確保せえということも答申をされております。また、議会の最終的な本会議の、初めてこの予算を、1億2,000万の予算を通したときの委員長報告の中でも、一人も犠牲者も出さない安全避難路の対策を講じて事業を進めていただきたいということを当時の委員長として鮮明に記憶に残っておるんですけれども、やはり一人の犠牲者も出さない安全路の確保というのが僕はまず先決問題じゃないかなと思いますので、よろしくお願いします。

その野球場のほうについては、よろしいですか。

○中村委員　野球場についても、ちゃんとどういうふうに避難計画で、レベル2の地震が起きないわけじゃないですよ。でも、レベル1でやって、レベル2の地震が来たときに、L型擁壁が、バックにして中に土入れて、液状化したときに重たいものは沈んで軽いものは浮くんですよ。それが、どれが重たくて、どれが軽いかなんていうのは、それこそ私らの浅知恵では分からないんですよ、どれが浮いてきて、どれが沈むのかは。そのぐちゃぐちゃな形の中で、本当に出口がどれだけで、800人がどういうふうにして逃げて、それが、みんなプロムナードに上がっていき、それが、あの細いちっちゃな、それこそ遡上して、もう使えへんかもしれん橋で本当に渡り切れるのかという、そういうちゃんとした避難計画であり、もう私が見て、そうですね、よう考えられましたねというぐらいのものを必ず持ってきてください。そうじゃなかったら、こんな絵に描いた、もう本当に、この前、指摘したにもかかわらず、この工事用の橋は、まだ描いたまんま、それで、この進入路も、駐車場から入ってきて、プロムナードを通して大型のバスが駐車場に行くような、そのまんま描かれているような、これが実施計画ですかって。実施計画やったら、もっとまともなものを書いてきてくださいよ。お金をこれだけでも払うて、こんな1本、北の入り口からの道、ここですって。もう、全く、これ、本当に、こんな設計図書、普通、持っていったら、もうぶつけられますよ。

○南委員長 避難路の最終的な完成図というのは、いつ頃できますか。これで行くと、３月３１日ということなんですけれども、工期は。

○塩津建設課長 ３月の初旬、中旬辺りには成果品として頂けるとなっております。

○南委員長 定例会までには間に合うということで理解してよろしいですか。

○塩津建設課長 そのように頑張ります。

○南委員長 定例会までには明確に出していただくそうですので。

それでは、このフィールドについては、よろしいですか。

また議論する場が定例会等であります、確保されております。できるだけ安全対策を講じたプロムナード、避難路の位置は、よろしく願いをいたしたいと思えます。

それでは、次に、津波避難タワー整備計画について、防災課長、ちょっと、席、入れ替わって、もらおうか。

防災危機管理課長は、昨日、東名高速で雪のためはかなり苦勞されて、朝方、尾鷲のほうへ着かれたようでございます。御苦勞さまでございました。

この津波タワーについても、去年の１１月に説明を受けておりますが、最終的な報告ということで出席をしていただきましたので、よろしくお願いいたします。

それじゃ、早速、資料に基づいて説明をお願いいたします。

○大和防災危機管理課長 それでは、津波避難タワーの整備計画につきまして説明させていただきます。

住民説明会につきましては、まず、１０月から１１月にかけて開催し、参加いただいた皆様からは、整備予定場所のことやタワーの高さのこと、収容人数のことなど、様々な御意見をいただきました。そういったことを１１月１６日の前回の委員会で御報告させていただいたところですが、中でも特に意見を多くいただきました津波避難タワーの高さ、より安全にしてほしいということや、矢浜地区の避難タワーの収容人数について、この２点の懸案事項について、資料に沿って検討状況と今後の見通しを御説明させていただきます。

まず、資料の１ページを御覧願います。

○南委員長 お願いします。

○大和防災危機管理課長 資料の（１）に津波避難タワーの高さについてでございますが、こちらのほう、津波避難タワーの高さについては、尾鷲湾の津波高１１メートルに、建物への衝撃による水位の上昇分、いわゆる余裕高をガイドラインに

沿って4メートル加えた15メートルの高さとなるよう整備する計画ですが、住民説明会や委員会説明の中で、多くの方から、できるだけ高くしてほしいとの意見がございました。このようなことを踏まえまして、1メートルでも高くすることができないか、県と協議しております。

次に、(2) 津波避難タワーの収容人数、矢浜地区についてでございますが、矢浜地区の津波避難タワーにつきましては、その対象を矢浜一丁目292人と、中川288人の合計580人として、その1人当たり1平米の広さとする580平米の広さを確保できるよう整備する計画でございますが、住民説明会や委員会説明の中で、多くの方から、収容人数が多過ぎる、また、規模が大き過ぎると日照権や圧迫感があり、日常生活にも支障が出るとの意見がございました。このことを踏まえまして、収容人数を机上の計算のみで算出するのではなく、地域の実情を踏まえまして算出することで避難対象地域を絞り込み、収容人数を矢浜一丁目のみの292人とすることができないか、県と協議をいたしております。

次に、(3) 今後の見通しとスケジュールについてでございますが、高さ及び収容人数について変更が認められるようでありましたら、令和6年度中に国及び県の補助変更手続を行ってまいります。

また、スケジュールにつきましては、資料の一番下の表のとおり、来年度は設計を実施し、令和7年度から既存施設の撤去と建設工事を見込んでおります。

資料の2ページから9ページにつきましては、前回の委員会で報告させていただいた資料を参考に添付させていただいております。

以上で、津波避難タワーの整備計画についての報告を終わります。

○南委員長 報告は以上です。

御質問のある方。

○中村委員 これ、この前、同じことを聞いたと思うんですけども、何ていうのかな……。聞いておきますって、何やったかな……。この高さとかね、1メートルでも高くするようにみたいなその返事って、ごめんなさい、これ、いつ県のほうから出てくるかというのを、ちょっと教えていただけますか。

○南委員長 分かりました。

○大和防災危機管理課長 変更につきましては、根拠を基に、今、県と検討しておりますので、これ、認められるというふうに思っておりますが、これを実際の国県の補助金の変更手続につきましては、令和6年度中に実施いたします。

○中村委員 まず、変更が可能で、助成金の申請でしょう。それやから、その県

が、この面積をちっちゃくしたり、高さについて、尾鷲市は何メートルのものを欲しいと言っているのかというのの返事はいつももらえるんですかって聞いているんですけど。

○大和防災危機管理課長　　すみません、事務担当レベルでは変更可能というふうなことで聞いておりますので、そのように手続を令和6年度中に実施していきたいというふうに考えております。

○中村委員　　事務レベルで何メートルまで高さ上げられるって言われているんですか。

○大和防災危機管理課長　　こちらから示す根拠資料では、最大で1メートル程度でございます。

○中村委員　　尾鷲市が避難ビル指定している建物が、すぐ近くにありますがね。ありますね、中井町の。その避難ビルの高さ、12.5メートルなんです。たった50センチのために、これ、5億、使うんですか。すぐ近くに避難ビル指定して、その高さのほうで今は12.5メートルで、当初、これ、計画されていた12メートルより50センチ高いんですよ。そのビルがすぐ近くにあるわけですよ。そのすぐ近くにあるビルよりも、当初、低い避難タワーを計画して、そして、住民説明会で低過ぎると言われたら、1メートル上げます。1メートル上げても、避難ビル指定したビルより50センチ高いだけなんです。その50センチのために、わざわざここを買収して潰して新しいものを建てて、50センチのために何億をかける意味は、その根拠は何ですか。

○大和防災危機管理課長　　近くの津波避難ビル、12.5メートル、これについては海拔で12.5メートルですが、それに対して、今、中京銀行跡地に整備しようとしている計画のものは海拔で15メートル、中京銀行のところは地盤が3メートル、そこに建物高さ12メートルのものを造って、海拔で言うと15メートルですので、先ほどの緊急避難ビルと高さを比べると2.5メートル高くなるという、これまでの計画で、それを1メートルでも高くできないかというふうなことで検討しておるところでございます。

○南委員長　　よろしいですか。
他にございませんか。

○西川委員　　あの中京銀行跡地の駐車場側に造るのであれば問題ないと思うんですけど、今回の能登の地震で7階建てクラスが平気でこかっていましたよね。その横に造るんですよ、中井町、中京銀行跡地ということは、タワーを。タワーを造

るんですよ。取り壊して、そこへ建てるんでしょう。隣のビル、こけませんか。ちょっと疑問に思ったもので。

○大和防災危機管理課長　すみません、隣のビルの件については、回答しかねます。

○西川委員　いや、そういう危険性もあるんじゃないんですかということをおっしゃるんですよ。隣は、もう独立していくわけでしょう。今は中京銀行と隣接しておるから、かたいでも持ちつ持たれつみたいな感じになるか分らんけど、そこが中京銀行を壊して、そこに津波タワーを造ったら、もしその1件角地にぽつんと古いビルができてきますよね。あれも築相当、かなりの年数がたっておると思うんですけど、地震によって津波タワーの手前に倒壊して、タワーに逃げられないということなんかは考えているんですか。

○大和防災危機管理課長　西川委員からいただいたようなそういった御意見も設計には踏まえながら、その敷地の中でどれだけ安全面を考慮できるか、一番安全な設計というふうな形で設計に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○西川委員　あの、じゃ、手前の駐車場も結構広くありますよね。あそこは、どうなるんですか、あれ、広いところ。そっちへ建てたほうが、周りに危険な建物がないから、より安全だと思うんですけどね。一応、こけるとしたら、どっちへこけるんでしょうね。そりゃ、それ、もし津波タワーへもたれかかってきても大丈夫なんだろうかねという心配がちょっとあったもので言わせてもらいました。

○大和防災危機管理課長　駐車場のほうへの整備についても検討いたしましたが、駐車場のほうは、およそ面積が300平米で、建物のほうの敷地については、およそ600平米ございます。そこに避難タワーを272人収容できるような建物を建てようとする、建物の敷地のほうの面積が必要というようなことで計画をしております。

○西川委員　ということは、中京銀行の駐車場は買わなくていいということですよ、別に使わないんだったら。わざわざ使いもしない空いた土地をかうって、購入するということは、しませんよね、普通。建物の土地だけで購入するんですよ、予算としたら。

○大和防災危機管理課長　国の交付金につきましては、おっしゃられたような見方で算定されますので、避難タワーを建てる場所のみの対象とした交付金となるんですけども、中京銀行側と交渉する中では、駐車場と建物用地全体を一緒に、一つとして協議をさせてもらいたいというふうなことで現在に至っております。

○西川委員　　駐車場なんか要りませんって蹴っ飛ばしゃいいじゃないですか。そんな駐車場は要らんでしょう、道、挟んでおるから。そうすると、道を挟んだタワーを造るわけじゃないんですよね。駐車場、要りませんよという交渉を、やってくださいよ。それが交渉ですよ。駐車場なんか、使いもせんのに、無理くり。じゃ、だから、買わされておるのじゃないのかというそういう疑念を持たれるんですって言っています。

○大和防災危機管理課長　　必要な部分だけの交渉ということも重ねておりますが、現在は、中京側の御意向として、建物用地、それから、駐車場用地を一体というふうなことで話を進めてもらいたいというふうなことで、そのように、現在のところ、話を進めているところでございます。

○西川委員　　お金持ちなんですね、尾鷲市。始末するところは始末しましょう。それを骨折るのが執行部の仕事でしょう。駐車場、勘弁してくださいよって値切ってきてくださいよ。

市長、大阪出身だったら、値切るの、得意でしょう。

○加藤市長　　御指名でございますのでお答えさせていただきますけれども、一応、今、中京銀行との、現在、交渉中でございますので、早急に結論を出したいと思っております。その辺のところも含めて、これから交渉をきちんと詰めていきたいと考えておりますので。

ただ、土地の云々については、先ほど、防災危機管理課長が申し上げましたように、やはり向こうとしては対で一応という、それを一応要望事項として強く求められております。そういった場合に我々としてはどう対応するのかということについては、最終段階の詰めで、きちんとやらせていただきたいと思います。と思っています。

○西川委員　　ぜひ、そこで市長の手腕を見せて値切っていただきたい。お願いします。

○中村委員　　建物についてもお伺いしたいんですけれども、建物がついた土地を買う場合に、その撤去費用を土地の値段から普通は引くんですよ。市も売買されるときも、そういうふうにして、この前も駐車場の解体費用を引いた値段でという売買をされたと思うんですけれども、今回は、その銀行の建物、がちがちの建物があると思うんですけれども、あれの撤去費用は非常に高額やと思うんですけれども、それは土地代から引いてもらえることになっているんですか。

○大和防災危機管理課長　　現在、購入の価格につきましては、まだ交渉中でございますが、かなり通常の売買価格よりも地域貢献価格でお願いしたいというふうな

ことで交渉しておりまして、そのように、今のところ、進めさせていただいております。その解体費用云々差し引くというようなことは、まだ、今の話の中ではございません。

解体費用につきましては、国のほうが県と合わせておよそ事業費の9割を負担していただける、そのような調整をしております。

○中村委員 地域貢献価格みたいな変なお金の決め方は、やめたほうがいいと思うんですよ。向こうも企業やねんから、ちゃんと路線価格で売買をされて、なおかつ、要らんものは買わずに、そして、今、国と県がほとんど出すからいいって言われましたけれども、それでも、一旦、尾鷲市が立て替えるには変わらないんやし、そこについてもちゃんと明記していただいて、建物の解体費が幾らで、そして、その10分の1は市単やから、それについては引かしていただきますという売買をしていただいたら、きれいに収まるのと違うかなと思うんですよ。あまり向こうの企業に地域貢献価格で幾らです、そうやけど、パックで要らんものまで買いましたというのは、公金で物を売買するときのルールではないような気がするので、そこらも明朗会計でしていただけたらありがたいと思います。

○大和防災危機管理課長 いただいたような御意見を踏まえて、3月の定例議会では金額のほうをまた御説明させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○南委員長 何、3月の定例会で購入費用も出るの。

○大和防災危機管理課長 当初予算のほうに計上させていただきたく調整をしております。

○中村委員 今から国の助成金を申請しに行くというのに、先に土地を買うんですか。

○南委員長 もう一回。

○中村委員 いや、来年度、国の助成金を手を挙げるって言いに行くのに、先に土地を買っちゃうんですかという話ですよ。

○南委員長 もう国のほうの補助は、形としたら、もう担保されておるんですか。

○大和防災危機管理課長 今年度中、令和5年度中に国のほうの手続のほうを行っておりますので、来年度は変更に伴う手続、変更の手続のほうを必要に応じて行ってまいりたいというふうな説明でございました。

○南委員長 だから、当初で、あれの詳細設計費用と土地の購入が出てくるというの。

○大和防災危機管理課長 そのように考えております。資料の1ページのほうでも、令和6年度のほう、詳細設計というふうなことでスケジュールのほうを組んでおりますが、その金額、それから、土地の購入金額、そちらのほうは3月の定例会のほうで御説明申し上げて、御理解いただけるようお願いしたいと思っております。

○南委員長 分かりました。
他にございませんか。

○中里副委員長 ちょっとこれは市長にお伺いしたいんですけども、今回のこの能登市の状況を見ていまして、この計画、今、進めているこの先ほどの野球場とかも含め、こういう計画を進めている状況で、率直に、どういうお気持ちで、今、この事業に関わっていらっしゃるでしょうか。

○加藤市長 まず、今回の津波避難タワーの建設工事については、地元の要望の要望書も出てきております。それに従った形で、より具体的な形で避難タワーを造りたいということを具体的にお示ししているというところでございます。

○中里副委員長 すごいたくさん計画されて、執行部の皆さんも労力を使われてされておられる計画だとは思いますが、やっぱりこの尾鷲市にとって、とても大きな予算で、とても大きな事業だと思うんですね。今回のこの能登地震が起こって、やっぱり、私の立場としても、この尾鷲市の大きな事業を決定していく上での大切な立場だと思うんですけども、その中で、今、能登地震で改めて考え直すことがたくさん出てきていると思うんですね。これから、これが建ったときに使っていくその方々のことを本当に本当にしっかり考えた計画なのかというところで、中村委員、皆さんの御意見などを聞いていて、ちょっとその回答、執行部の皆様の回答が少し不安だなると思うところもたくさんございました。

その中で、市長、本当に、もう一度、この計画、考え直すということが難しいんでしょうか。

○加藤市長 委員会でも議会でも申し上げておりますのですけれども、この津波避難タワーの整備計画につきましては、平成26年に尾鷲市の津波避難計画というのを作成した中で津波避難タワーが必要だねというようなことで、そして、これが平成27年度に、それじゃ、どの場所にしようかというようなことで、当初は北浦児童公園、そして、矢浜保育園跡ということをして、ずっとこれを一応計画しておりましたのですけれども、この計画が、一応、ポシャったという話の中で、ただ、この計画については場所的な建設場所の問題があって、北浦児童公園というふうな問題があって、この津波避難タワーの計画というのは継続しているわけなんですね。こ

れで、いつも、理論上、あの場所がいいだろうというようなことで、あの場所というのは、熊野街道沿いのあの通りの中で、中でも中京銀行の辺りがいいですねということがずっと進められていたと。それを、今回、ずっとそういう経緯をたどりながら、尾鷲市の財政等々もいろいろ考えながら、まずは、その避難のために、要するに、津波の避難のために何がやっぱり要るのか。やはり、それについては、まず、防災無線をデジタル化しなきゃならないねと、まずがこれが優先だねということで、これを、たしか令和２年度、令和３年の３月に一応完成させたと。それから、引き続き、避難タワーの計画というのは、今現在、至って、具体的に進めようというようなことで、今、進めているわけなんですね。ですから、やはりこういう状況の中、私としては、１日でも早く、やはりこの計画というのを進めなきゃならないという思いで、今現在、進めております。内容につきましては、先ほど防災危機管理課長が説明したとおりでございます。

以上でございます。

○中里副委員長　先ほども言いましたが、私は、その建設関係のことは詳しくちょっと理解ができないこともあるんですけども、そういった御回答いただいたときに、ちょっと、やっぱりさっきの建設課長などもおっしゃっていましたが、身体が不自由な方への配慮、公助などというふうにおっしゃっていましたが、やっぱり、その辺が、ちょっと……。

○南委員長　すみません、ちょっと昼の時報のため中断いたします。

(休憩　午前１１時５９分)

(再開　午後　０時００分)

○南委員長　再開いたします。

○中里副委員長　先ほども伺ったんですが、そういった体が不自由な方々への配慮が、やっぱり、まだ、もう少しちょっと不安だなということもありますし、西川委員の言われるように、やっぱり本当に多くの方がもっとその現地を見て、本当に最悪の事態をもっと想定していただいての判断をしていただけないかなって思っております。

○加藤市長　おっしゃるとおり、特に、中井町の中京銀行跡地に計画をしております避難タワーについては、要するに、近隣の方々からの、要するに、要望書に従って、我々としても、その要望書を強く受け止めて早急に造らなきゃならないなど。その近辺の方々は、かなり高齢者の方もいらっしゃいますと。そういう方々が、要

するに、本当に津波が高いところへ来たら高いところへ逃げるのに間に合わない、そういう方々のために近隣にやっぱり造る必要があるんじゃないかということは従来からずっと言われてきておりまして、それを具現化したため、具現化するための私は避難タワーであり、そういう弱者というんですか、そういう方々にも、やっぱりきちんと、今後、設計の上で配慮していかなきゃならない、このように考えております。

○南委員長 副委員長、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、ここで昼食のため休憩をいたします。午後は、１時２０分から開催をいたします。

(休憩 午後 ０時０２分)

(再開 午後 １時１６分)

○南委員長 若干早いようですけれども、会議を開かせていただきます。

それでは、次に、尾鷲市ストックヤード整備基本計画について、担当課長の説明をお願いいたします。

○民部環境課長 環境課です。よろしくお願いします。

令和５年度当初予算におきまして計上させていただいておりました尾鷲市ストックヤード整備基本計画策定が昨年の１１月３０日に完成し、その内容精査と今後についての考えがまとまりましたので、完成からかなり時間がたっており申し訳ありませんが、タブレットへ通知させていただいております尾鷲市ストックヤード整備基本計画に沿って、報告、説明させていただきます。

○南委員長 お願いします。

○民部環境課長 まず、目次を御覧ください。

七つの項目に分かれております。

一つ目の項目が基本的事項で、計画の概要等を記載しております。

二つ目の項目がごみ処理の現状です。この項目では、分別区分、可燃、資源ごみ処理の流れ等を記載しております。

三つ目の項目が資源ごみ処理量の実績であります。この項目は、資源ごみの種類と平成３０年度から令和４年度の種類別の資源ごみ量実績を記載しております。

四つ目の項目が施設規模の算定であります。この項目では、人口、ごみ処理量を予測し、施設規模の算定を記載しております。

五つ目の項目が施設整備の検討で、必要とする機能の整理などを記載しております。

六つ目の項目が管理運営計画の検討、七つ目の項目が事業実施計画の検討であり、概算事業費を算出しております。

それでは、順を追って説明させていただきます。

1 ページを御覧ください。

一つ目の項目、基本的事項であります。

ここでは、本計画の概要としまして、令和10年4月稼働予定である広域ごみ処理施設の隣接市において、市民等の利便性を考えストックヤードを整備する旨記載しております。

2 ページから14 ページまでが、二つ目の項目、ごみ処理の状況であります。

2 ページから3 ページにかけましては、収集、持込みされる可燃、資源ごみの種類と、おのおののごみの出し方を記載しております。

6 ページから11 ページにかけましては、清掃工場の状況とストックヤードの現況写真を掲載しております。

12 ページ、13 ページにおきましては、清掃工場及びストックヤードでの業務内容としまして、集められた可燃、資源ごみが、清掃工場、ストックヤードでどのように選別、保管、処理、搬出されているかを記載しております。

15 ページから17 ページは、三つ目の項目であります資源ごみ処理量の実績であります。

15 ページは、ごみ処理量の実績を記載しておりまして、平成30年度から令和4年度までの5か年の推移であります。不燃ごみ、この不燃ごみは、ガラス、陶磁器等であります。それと、ペットボトル以外は減少傾向であります。

16 ページは、1日1人当たりの資源ごみ処理量であります。資源ごみ処理量についての平成30年度から令和4年度にかけての実績数値の推移であります。この5か年、減少傾向であり、1日1人当たり約8グラム減少しております。

次ページの17 ページ下の表は、令和4年度の資源ごみの搬出実績であります。ここでは、搬出量、搬出回数から、資源ごみ種類ごとのストックヤードでの保管期間を記載しております。

18 ページから29 ページは、四つ目の項目、施設規模の算定であります。

18 ページに記載してありますが、予測算定手法としましては、1日1人当たりの資源ごみ量実績をトレンド式にて当てはめ、そこに将来人口を乗じることにより、

将来のごみ量を算出することとなっております。

19ページから21ページにかけての3ページ分が将来人口の予想であります。尾鷲市人口ビジョンにおける将来展望人口と、国立社会保障・人口問題研究所、日本の市区町村別将来推計、それと、トレンド式による推計結果、これら三つの人口推計を比較し、最も減少割合の小さい尾鷲市人口ビジョンにおける将来展望人口数値を採用しております。

続きまして、22ページから23ページにかけましては、資源ごみ処理量の予測についてであります。

22ページにおいて、平成30年度から令和4年度にかけての資源ごみ、1人1日当たりの実績から、トレンド法を用いて、将来の1人1日当たりの資源ごみ処理量を予測しております。

23ページは、その1人1日当たりの予測した資源ごみ処理量の1年365日分と、予測人口を乗じて、将来の資源ごみの総処理量を算出しております。

24ページを御覧ください。

24ページは、収集した資源ごみのうち、ストックヤードで実際に処理する量を記載しております。これは、表の上段にも記載しておりますが、缶類、金属類、紙類、資源プラスチックにつきましては、市内で収集しまして、ストックヤードへ運び込むのではなく、処理業者さんの施設へ直接運び込んでおりますので、その分を差し引いたストックヤードでの計画処理量を記載したものであり、令和10年度予想計画処理量が表の右下の502.34トンであります。この数字を基に、次のページ、25ページで資源ごみの保管日数、容積を出して、ストックヤードに必要な資源ごみの保管に必要な面積を算出しております。面積は、表の右下に記載しております206.2平米であります。

26ページから27ページは、保管に必要な面積を出す際に必要な単位体積重量を出すための参考資料であります。記載のとおり、参考数値としましては、ごみ処理センター等施設整備の計画・設計要領2006改訂版を用いております。

28ページから29ページにおきましては、資源ごみ処理に必要な作業スペースの面積を、種類別に、保管面積を基に出しております。先ほど説明させていただきました資源ごみの保管面積とストックヤードに占める割合から作業に必要な面積を出して、ストックヤード全体の必要な面積、510.3平米を算出しております。29ページに記載していますとおり、ストックヤードに附帯する計量器や事務所等を含め、全体必要面積を3,000平米としております。

30ページから、五つ目の項目、施設整備の検討であります。

30ページから31ページは、広域ごみ処理施設の整備地の概要位置図であります。実際の配置につきましては、今後の事業者選定で選定された事業者の提案、そして、事業者と組合の協議により決まっていくものであり、この図面にある広域ごみ処理施設の配置図は概略であります。

36ページから37ページは、施設の動線計画、運転管理についてを記載しております。

動線につきましては、搬入、計量、積み下ろし、退出の経路を円滑に行えるようにとするとともに、ほかの車両動線と極力交差しないよう留意した内容となっております。

運転管理につきましては、予定地を広域ごみ処理施設近隣としておりますので、稼働日、稼働時間等をこれから本格的に詰めてまいります。

37ページから、六つ目の項目、管理運営計画の検討であります。ここでは予定としまして、稼働日、稼働日時等を記載しておりますが、予定地を広域ごみ処理施設近隣地と考えていることから、広域と合わす必要が出てきますので、今後の検討課題であります。

39ページを御覧ください。

このページから、七つ目の項目、事業実施計画の検討であります。

概算の事業費であります。総額は3億3,219万3,000円であります。この概算事業費につきましては、最新の同種用途の事例等から単価を算出して、物価上昇率を加味し算出しております。

なお、ほか事業同様であります。現時点における概算でありますので、今後、社会情勢等で変更する可能性が大きいと考えております。

40ページを御覧ください。

今後のスケジュールを記載しております。

本基本計画を基に各種検討を行い、令和8年度に設計、令和9年度に建設をする方向で進めていく計画であります。

ここまでの、今回完成しました尾鷲市ストックヤード整備計画の説明であります。

これらの内容を課内において精査し協議した結果、この基本計画を進めるに当たり、二つの問題が生じております。

まず、一つ目は、総事業費が、あまりにも高額であるということです。

先ほど説明させていただきました建設費約3億3,000万円に加えまして、今、

場所がまだ決定していないことから造成費が入っていないこと、また、設計費が事業費の約10%から15%が必要となると考えており、令和9年度の建設となりますと建築資材がさらに高騰することが予想されることから、かなりの増額になると考えております。

二つ目は、本ストックヤード整備に係る財源として考えております循環型社会形成推進交付金を受ける条件が整っていないことであります。

この条件といいますのが、昨年の6月定例会で、ストックヤード整備基本計画に係る交付金の歳入減額補正の際に、今、通知させていただきました資料をもって説明させていただいたところではありますが、ストックヤードの建設費及び設計費の交付金を受けるには東紀州地域循環型社会形成推進地域計画に計上しなければなりません。現在の地域計画は、令和3年度から7年度まで5か年計画で、東紀州広域ごみ処理施設につきましても、この地域計画に計上し、交付金を頂いております。ただし、昨年、令和5年の3月、このストックヤード整備に係る地域計画の変更を提出した際、国からの指摘によって、令和4年度以降に今回のようなストックヤード整備等の新たな事業を進める場合は、プラスチック資源循環法、プラ新法であります。これを実施しなければならなくなりました。尾鷲市、熊野市、紀北町は、過疎地域に指定されているため、新プラ法対応の執行を猶予されております。御浜町と紀宝町さんは過疎地域に指定されていないため、このプラ新法を実施しなければ東紀州地域における新たな事業に関しましては交付金が支給されない現状となっております。現在、交付金活用を予定していないこの2町が先に予算面での負担も伴うプラ新法への対応することは、受益者と負担者の関係を勘案しましても極めて困難であります。プラ新法は、今のところ、対応する開始時期の定めはなく、努力義務とされておりますが、準備出来次第、実施してほしい旨、国の考えが示されていますことから、2町の先行対応ではなく、組合、そして、構成する5市町全体で取り組むべきだと考えております。ストックヤードの稼働目標は、令和10年4月ですが、説明させていただいたとおり事業費が高額であること、加えまして、財源となる交付金活用の条件が整っていないことなど、目標にたどり着くには課題があります。この課題解決に向け、東紀州環境施設組合と組合を構成するほか4市町と一体となって、住民の利便性を考え、今後、取り組んでまいります。

説明は以上であります。

○南委員長　説明は以上です。

御質疑ある方、御発言を。

○小川委員　このままでは交付金が頂けないということで、単費でやってもかなりの金額なので、御浜町と紀宝町ですか、そこがちゃんとしてくれやんと、このままやったら、これ、できやんということで、もう金額も足らんし、できやんようになるんじゃないかと思うんですけど、その点は、いかがなんですか。

○民部環境課長　今も言わせてもらいましたとおり、2町で対応するのではなくて、定期的に広域とは話しておるんですけど、5市町で一緒の条件に向かって協議していております。もらえる形で目指しております。

○小川委員　5市町って言いましたけど、紀宝町と御浜町は、別にする必要もなかったらせんと思うんですけど、そうなったら、ずっと、これ、できませんよね。その点は、どうなんですか。

○民部環境課長　この5市町に関しまして、今、広域で進めております広域ごみ処理施設の五つの基本事項の中に、循環型社会形成に寄与する施設となっております。まさしく、このもらう交付金が今の循環型社会形成交付金ですので、どっちみちというか、今後、この新プラ法には全市町で取り組んでいく形になりますので、その方向で、今、話を進めております。

○小川委員　分かりましたけど、このまま行ったら、大体いつぐらいに稼働できるんやろうなって、そんな腹づもり、あるんですか。

○民部環境課長　今現在の地域計画終わって、次期の地域計画は令和8年度からなんです。8年度から5年間ありますので、その8年度の始期の1年前、令和7年度に新たな地域計画を申請するんですけど、それまでには、それを目標に、今、取り組んでおります。

○小川委員　これ、最初に申請するときは分からなかったって理解してよろしいですか。

○民部環境課長　1回目の今回のこのストックヤードの交付金を活用したいので、申請した際には分かりませんでしたので、県を通して国へ申請するんですけど、県も通って、国へのヒアリングのときに初めて発覚しました。申し訳ないです。

○南委員長　よろしいですか。

他にございませんか。

○中村委員　これ、要するに、土地の買収も全く入っていないんですよ。

○民部環境課長　今は、入っておりません。

○中村委員　これ、土地を今から買収して行って、これ、建物だけで510平米。

○民部環境課長　そうです。

- 中村委員　　買収予定の面積は、どれだけですか。
- 民部環境課長　　今、考えておりますのが、広域ごみ処理施設の近隣地、考えていますので、今、その広域の施設の新ごみ処理施設の場所も、まだ確定しておりませんので、それ、確定してから、広域と協議してまいります。
- 南委員長　　いや、いや、そのストックヤード全体のどれだけ用地を計画しているんですかという、位置じゃなしに。そういうことやと思うんやけど。
- 民部環境課長　　すみません。3,000平米あります。
- 南委員長　　3,000平米やな。
- 中村委員　　今から、3,000平米購入されるんですか。
- 民部環境課長　　交換でやります。購入でなくて、交換でやります。
- 中川環境課主幹兼係長　　すみません、一応、広域ごみ処理施設を建てる敷地に尾鷲市の土地がありますので、尾鷲市の土地を広域ごみ処理施設に寄贈して、それと交換というような感じで、広域ごみ処理施設の方とも、その点で、今、折衝しておる……。場所を3,000平米確保してくださいというのは、一応、要望はしてあるところでございます。
- 中村委員　　今のその野球場は、これ、どれだけですか。千八百……。1,700ですよね。
- 民部環境課長　　野球場ですか。
- 中村委員　　2,300か。
- 民部環境課長　　2万3,000円。
- 中村委員　　2万3,000円。
- 民部環境課長　　のうち、1万7,000円です。
- 南委員長　　この資料の31ページの基本計画の、この土地のあれが、ポイントがある。これで、現在の市有地のあれをあれしたって、また、よう分かるんやけどな。これ、分かりにくいから、これ。
- 民部環境課長　　この31ページの図面のところ、左端、左下辺りが尾鷲市の土地もありますので、もしこの2万3,000のうちで、詳細設計、決まって、場所が確定して、尾鷲市の土地が丸々と余っているのであれば、そこにも建てることができますし、もしそれが広域が詳細設計で決まった場所が、これ、かぶるようでありますと、また土地交換という形も考えられますので、今のところ、まだ詳細設計が決まるまで、今のところ、すみません、分かりません。
- 中村委員　　すごい設計がずさんやと思うんですけれども。これ、基本、河川敷、

含みますよね。河川敷なんかに物を建てへんのやし、物が建てへんところは広域が買い取るということにはなれへんわけですよ。崖条例のところは、もう、物、建てへんし、それで実際に残るところって本当にちょっとやと思うんですけども、これ、ほとんど買わなあかんということですね。これ、全体で3万平米要るんですよ。3,000か……。

○民部環境課長 3,000です。ストックヤードは、3,000平米を予定しております。

○中村委員 今、どれだけ残ると予測されていますか。

○民部環境課長 やはり、その詳細設計決まるまで分からないんですけど、広域には、私たちの要望としまして、3,000平米は確保したい旨は伝えてあります。

○加藤市長 この広域ごみ処理施設のこの野球場、現野球場に一応建設予定ということでした際に、前の行政常任委員会だったか何か、もう何年か前に尾鷲市のストックヤードはどうなるのかというような御質問もあったように記憶しております。その際に、ストックヤードは、基本的には現野球場の中に広域ごみ処理施設と、一応、同居した形でやるという話で、この話は進んでいるはずなんです。私は、そのように認識しております。その際に、面積数は分からなかったみたい、全体の今の3,000平米の中で、たしか1万七、八千が中部電力から買って、5,000平米強が尾鷲市の土地になっていると。その分があるから、当然のことながら、3,000平米の、今は3,000平米というの、その前は3,000平米云々じゃなかった。取りあえず、一応、広域ごみ処理施設のこの現野球場にストックヤードは入れるということを条件に、要するに、広域ごみ処理施設を現野球場に認めるということが、私の記憶では、この委員会、あるいは、全員協議会か何かで、一応、そういうお話になっていると思っております。

したがいまして、私も、要するに、ストックヤードを尾鷲市として造る場合には、この広域ごみ処理施設と併用した形でこの場所に置くということで進んでおります。そういう認識でいるんですけども、私は。

○南委員長 そのとおりです。

○中村委員 今、広域に買い取ってもらうとかという話、してはりますけれども、これ、当初、そんな契約には全くなっていませんよね。それで、今さらそれを買ってくれって。それが、民間から買う値段で広域が買い取ってくれるわけですか。そういう確約って、あるんですか。

○加藤市長 買取り云々は別にしまして、要は、現野球場の中に広域ごみ処理施

設と、それから、尾鷲市のストックヤードを入れるという、私は、そういう認識で事を進めております。

○中村委員　でも、これ、描いてある何か何回も出てくるこの図面では、全くそんなもの、入る余地、ありませんよね。そんなのやったら、何で最初から、そのストックヤードが入った図面というのをここに掲示されないんですか、提示していただけないんですか。

○民部環境課長　ここの図面に落とすというのは、まだ確定していません。この最終の事業者が決まってから、その事業者と組合によって協議して詰めていくものでありますので、今、決まっていない状態で、この説明はさせてもうたんですけど、あくまで概略図でありまして、確定図は、今、示すことはできません。

○中村委員　もともと小原野って、3万3,000平米あって、全部、市の土地で、平成25年には、そこに行くはずやったんですよ。それを、こんなちっちゃいところに入れて、ここにね、実は、検討委員会というのがありまして、小原野の面積は3万3,000平米で市有地、用途指定なし、熊野クリーンセンターから38分、御浜町役場から48分、また、道路工事の廃土で造成してもらう可能性があって、使用できる土地、両サイドに川があり用水も確保できるというふうに検討委員会で出てきているんですよ。それが紆余曲折あって。

ただ、平成27年のときに、県が虎の子の小原野が駄目になったって言ったときに、そのときの課長が、諦めたわけではない、高速道路の関係で外したほうがよいとのことであったが時期を考えれば選択肢の一つであるし可能であるという意見もある、その辺り、確認を取りながら小原野の利用方法を庁内で検討し、可能性があれば候補地としたいとおっしゃっているんですよ。というふうに、小原野は、当初から市有地であり、面積があり、そして、上水道の取水口もないので理想的やったんですよ。それが、こういうふうに野球場になぜか変遷で変わって、それで、ちっちゃいところに来て、それで、おまけに、その後、まだ設計が決まらんから、今は3億やけど、来年、再来年になって、もっと、これ、事業費、5億になるかもしれんみたいな、後づけ後づけで、先に決めてください。

でも、実際には、計画が決まらな、値段、分かりません。結局、どんどんどんどん増えるわけですよ。

でも、これ、民有地、買う必要もないところを買って、それで、これ、潰す必要のない野球場を潰して、それで、水没地の要らんところに野球場を造らなあかんという、小原野に、そもそも平成27年のときに、ここに決まっていたのを、違うと

ころに、ころころころころ変えるから、こういうことになるわけでしょう。

それから、まず、後出しじゃんけんは、やめてください。予算の後乗せも、やめてください。最初から、幾らかかるのかははっきり言うて、それで、今、もう小原野は、この3月で返ってきます。場所も空きます。平成10年からの工事やったら間に合うんやから、別にこの野球場をどうしても潰して水没地に野球場は造る必要がないので、もう一度考え直してください。

○加藤市長　　まず、私は、平成29年の7月25日に市長として就任し、その際
に開かれた全員協議会で、広域ごみ処理施設の建設場所を早く決めてくださいとい
う私への要望が議会からございました。その際に、私自身は、小原野の云々の土地
についての引継ぎは一切ございません。新たに見つけるということを前提にしながら
今までの経緯をたどって、現在、広域、要するに、現野球場の土地を使って令和
10年に広域ごみ処理施設として稼働する、これ、事実でございます。

今、後出しじゃんけん云々ということをおっしゃるんですけれども、これからま
た一から出直すとなると、まず、私がいつも申し上げております尾鷲市の清掃工場
の寿命ということを考えますと、大変タイトな状況となって、どうしても令和10
年の4月から稼働しないと、本当に尾鷲市の現清掃工場が稼働できるのかどうかと
いうそういう心配をしながらやっていますので、今、この基本計画を基にしてずっ
と進んでおります広域ごみ処理施設の場所について、これについては、一応、もう
何度も申し上げておりますけれども、これ、計画どおりやると。

今回の、このストックヤードの問題につきましては、既に尾鷲市のストックヤード
は、広域ごみ処理施設の建設場所に併用するということは、一応、尾鷲市として
も、私は、決まっておりますし、それで、広域の、要するに、5市町についての話
も、これはきちんと全部続いておりますので。ただ、その分で、3億何千万、3億
3,000万ですか、今の現この計画の中で、整備基本計画では、一応、3億3,0
00万ぐらいかかりますと。ただ、いろんな新プラ法云々等々の問題があって非常
に難しい問題でありますけれども、この2年間で何とか新プラ法云々についての紀
宝町、御浜町を含めた、その新プラ法を導入できるような形で進めようじゃないか
ということで、いつも委員がおっしゃっています、もし万一のときできなければど
うするのかというようなことも、まずはこの2年間で、この新プラ法、できるよ
うな形で、5市町共同でやっていかなきゃならないねということで、今、進んでいる
ことは事実です。ただ、非常に難しいあれがあって、ちょっと環境課長からそうい
う発言があったということでございます。

したがいまして、結論といたしましては、尾鷲市のストックヤードは、広域ごみ処理施設と同じ場所に併用して約3,000平米の場所で、一応、ストックヤードを建設するということの、この基本計画でございます。

以上でございます。

○中村委員　引継ぎがないのは執行部の怠慢です。実際、これが議事録として残っていて、こういう経過があつてやってきたということを知らないということ自体、おかしいですし、そして、いつ、ごみ処理場が潰れるかもしれん。そのときは、緊急に、別に、よそに引き取ってもらえばいいだけの話であつて、緊急事態は、よそに持っていけないということはないんですよ、法律上。それを盾に、これが、もし環境アセスが1年かかるのやったら、1年延ばしてでも、今、小原野が空いたんやから、小原野に持っていくことを考えるべきです。

○加藤市長　小原野云々と言っていますけど、私自身は後戻りするつもりは毛頭ございません。現計画に基づいてやっていきたいと思っております。

要するに、この現その清掃工場が、非常に毎年毎年1億円以上の修繕費を、だから、もう本当に、これ、もう駄目じゃないか駄目じゃないかということ言われながら、恐る恐る事業をやっているということについては、やはり、まず、その清掃工場は、当然のことながら、ごみが、もし、こういうことが、要するに、回収して回収した後のそのごみが、要するに、焼却できなければ大変なことになると。もう、私、ごみの収集から何か、ごみの焼却ということについての一番大事なのは、市民サービスでは一番大事な話だと思います。それが、基になる清掃工場が駄目になる可能性があるということがもうはっきりと表れている以上は、やはり、広域でこのごみ処理施設をやるんじゃないかということというのは十何年前から、一応、計画されている話だと。それを後戻りするつもりは、毛頭ございません。現状況の中から何とか効率的にやっていきたい、このように考えております。

○中村委員　広域ごみに反対しているんじゃないんですよ。広域ごみを、ただ、広域ごみ、50トンって、今の尾鷲の焼却炉、45トン、二つの炉で焼いているんです。もうちょっと、今、人口が減ってきたら1個の炉で焼けるし、1個の炉で焼くと、すごくその寿命というのは、だましだましでもやっていけるわけですよ。それを、今、二つの炉に火を入れているから二つとも回していつているんですけども、今から1年延びたとしても、そんなにメンテナンスさえすれば、もつでしょう。もし本当にあかんときは、よそに持ち出せるという法律があるんですから、そればっかりじゃないでしょう。だって、場所が、この3月に場所は空きます、整地もさ

れています、用水も確保されています、高規格からの出入口もあります、この場所に持って行って、そうしたら、30億もかけて水没地に子供たちを放りやる必要もないし、今の野球場は、そのまま使っていただいたら、子供は高台で安心して野球ができるわけですよ。それが後戻りができないって。後戻りをしてくれって言うていないです。広域を場所を変えましょうって言うているだけで、後戻りではありません。

○南委員長　　ちょっと中村委員さん、もう御存じのように、市長も会議の冒頭で報告があったように、既に広域ごみ処理場の債務負担行為、あその場所と国市浜公園の場所を利用するということで、204億の債務負担行為が組合議会で可決されております。現実には事業としたら、予算的には、これから、もう担保された事業でございますので、もう方向転換すると言われたの、とんでもない僕は話だと思っております。

○中村委員　　予算、そのままで行ける。

○南委員長　　それと、小原野の検討委員会ということで、検討委員会ではそういった話も出たように認識をしております。僕の経験上から、議会としても、一つ、小原野も考えたかどうかというような意見もあったことも事実です。

しかしながら、やはり広域ごみ処理場のポイントというのが、高速から近い生活道路を通らない場所がふさわしいということで、二転三転しましたけれども、最終的には5市町からの懇願ではないんですけれども、合意の下で野球場という判断を下して進めておるのが現実でございますので、今回は、そのストックヤードのあくまでも計画ができたということで、そのストックヤードについても、当初から広域処理場の中で尾鷲市のストックヤードは設置するという方向で今日まで進んでおるのも現実でございますので、そこら辺は御理解をした上で御発言をお願いいたします。

○中村委員　　そのことについて反対していません。広域の中に尾鷲市のストックヤード、入れていただくのもいいし、200億の債務負担行為も、そこで決められて、その予算執行、担保されたらいいと思います。そんなことを反対していません。それやから、場所がもっといいところがあるのやったら、場所を変えたらええじゃないですかって言うているんですよ。

何でもそうなんですけど、決まったことやからやらなあかんのじゃないんですよ。公共というのは、どれだけ市民にとっていいことをしていくか。今まで条件が合えへんかって、あそこは国交省に貸していて土地として使われへんかったから仕方が

ないけれども、もうこの3月で返ってきて場所が空いて用地があるんやったら、その場所に変えていったら、非常に、今、言われている問題、民間の土地も買う必要ない、広域のごみ処理施設の横に尾鷲市のストックヤードももちろんできる、高速道路から直接行けて別に市民生活に迷惑をかけないというふうに、おまけに、上水道の取水口の200メートル上にごみピットができるようなことは日本で初めてみたいな広域ごみ処理施設はできないことになるので、あらゆるところがええんやったら、別に、それを変える英断というのはできるわけですよ。

だから、市民のために何がええのかを考えるのが行政であり議会でしょう。決まったことやからこれをやらなあかんと言って、その後、市民に……。

○南委員長 いや、決まったということで、議論を重ねて重ねた上で、やっとこさ、あの到達点まで来たのが現実ですので……。

ちょっと、濱中委員。

○濱中委員 この広域ごみ処理施設の議論に関しては、東紀州環境施設組合のほうの議論やと思うんですけど、ここでこのまま続けてよろしいですか。この場所の話。

○南委員長 いや、広域の議論じゃありません。この場所では広域の議論については、できません。

○濱中委員 できませんね。だから、委員長……。

○南委員長 できません。

○濱中委員 ごみ処理場の債務負担行為が決まったよという話に関しては、その予算金額だけではなくて、金額に伴う事業がそこで担保されたというふうに理解するので。

○南委員長 そのとおりです。

○濱中委員 この場所の話をするということは、もう、これ、広域に踏み込んでおるのではないのかなって思ったんですけど。

○南委員長 若干、そういった考え方もありますけれども、あくまでもやっぱり市民から選ばれた議員でございますので、やはりある程度の発言は保障するというのが議員としての役目でございますので。ただ、広域の審査についたら、これ、当然駄目です。ただ、できるのは、分担金が発生した上で、この委員会で、その費用については議論することは当然のことですので、あそこがいいじゃ、悪いだの、その広域で決まったことについては、議論は差し控えたいと思います。

○中村委員 おかしいですよ。だってね、ごみの処理場を受けるのは尾鷲市であ

り、尾鷲市民が受け入れるわけですよ。それは、広域で決まったから、広域で決まったからって、実際に建てられるのは私らですし、そして、そのときに広域の議会でこういう意見が全然反映されていないから、ここで言っているわけじゃないですか。だから、ちゃんと議会でこういうことをもんで、それを広域で言ってくれるならええけど。

いや、この案というのは、きつともう小原野がこの3月に返ってくるのももう前から分かっているんやし、でも、こういうことがない限り、こういう話ができないじゃないですか。そうやから、今、ストックヤードの話が出たから出したのであって、本来は、もっと前にするべきですよな。

（「してきたやんね」と呼ぶ者あり）

○下村副市長　ごみ処理施設のこの場所については、令和2年10月に行政常任委員会で、ここよろしいですねという委員長の再度の確認によって全員でオーケーが出て、ここへ進んだというふうに考えております。

○中村委員　令和2年時点は、小原野は国交省に貸していましたよね。ということは、そのときは、その考える余地すら、契約があって、ないじゃないですか。でも、それが3月の、この3月で終わったから言っているのもあって、その令和2年に、いつ返ってくるか分かっているのやったら、それを執行部はちゃんと言うべきでしたよね。

○下村副市長　小原野の賃貸契約については、年度が決まっておりました。昨年、さらに1年延びたということでございます。

○中村委員　令和2年のときに、去年返ってくることを前提にして、それが決められたんですか。

○下村副市長　小原野用地も候補の中にあったということで、その25年に、そういう検討委員会があったと思います。その後も、市内の至るところを検討した結果、火力の跡地というような話にもなり、最終的に現野球場の用地になったということで、令和2年10月に議会のほうで確認していただいて、ゴー、オーケーということでスタートしたものでございます。

○南委員長　他にございませんか。

○西川委員　この、今、31ページのこの用地の中に、その3,000平米という土地は入るんですか、これ、ストックヤード。

○中川環境課主幹兼係長　この31ページの図が確定の図じゃないので……。

（「それは分かっています」と呼ぶ者あり）

○中川環境課主幹兼係長　　確定して、再々、課長の言っていますように、この敷地内が確定してから、うちのという話になりますので。

○西川委員　　それなら、これ、どういうやりくりしても、これ、崖条例に引っかかるところばかりですよ。ストックヤードを建てるにしても、その平米数が、もしこの図面をやりくりして建てるにしても、ストックヤードのスペースって、実際、取れそうですか。

○下村副市長　　駐車場辺りは、こんなにいい場所に設置する必要もないと思いますので、駐車場であれば、その崖地に関係ないと思います。

○加藤市長　　もう30ページ見ていただいて、全敷地面積が2万3,000で、のり面、河川敷を除いて面積が1万7,000平米の敷地であるという話なんです。その中の3,000平米は、ストックヤードに頂きますというような話で。先に、広域ごみ処理施設の、要するに、設計図面をきちんとできて、その後、協議しながら尾鷲市のストックヤードも決めていくと、それが3,000平米であるというところでございます。

○西川委員　　じゃ、できるんですね。

（「できます」と呼ぶ者あり）

○南委員長　　他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　　ないようですので、要するに、課長、最後の確認をしたいんですが、今のスケジュール表は、どこやったかな……。

（「最後のページ」と呼ぶ者あり）

○南委員長　　40ページで、一応、もう基本的には執行部としたら、やはり令和10年の広域のごみ処理のスタートと併せて、最大の努力をして、その時間に合わせたいということで理解してよろしいですね。

○民部環境課長　　令和10年4月を目指して、交付金、もらえるような形に協議してまいりたいと思います。

○南委員長　　分かりました。

それじゃ、よろしいですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　　これで行政常任委員会は終了いたしますが、済んでから、特に副市長のほうから、1点、報告があるということでございますので。

環境課のほうは、お帰りください。

これで、一応、常任委員会は閉じさせていただきます。

資料を配ってください。

(資 料 配 付)

○南委員長 じゃ、お願いします。

○下村副市長 低所得者に対する給付金事業ということで、昨年12月の定例会に追加議案として補正第7号で2億6,094万4,000円を上程させていただきました。それは、住民税非課税世帯に対する給付事業で、1世帯7万円を約3,600世帯ということで、1月の下旬以降、随時給付に至っておりますが、今回、新たに、住民税均等割のみ課税世帯への給付というのがありまして、さらに、低所得者の子育て世帯への加算ということで、均等割のみでありましたところ、800世帯10万円の給付、低所得者の子育て世帯への加算が300人で5万円というふうなことを想定しました。これを3月をめどに給付するということに至りましたので、この給付を間に合わせるために、2月5日付で予算9,602万7,000円を専決処分させていただきましたことを報告させていただきます。

住民税均等割のみの課税世帯の給付につきましては、先ほど言いましたように1世帯10万円を800世帯、事務費といたしまして、職員手当等、需用費、役務費、使用料及び賃借料として合計8,067万円、低所得者の子育て世帯への加算につきましては、1人5万円を300人と想定しております。その他事務費といたしまして、職員手当、需用費、役務費、使用料及び賃借料を計上し、1,535万7,000円、合わせて9,602万7,000円を8号補正として2月5日付で専決処分いたしましたので、御報告申し上げます。

○南委員長 ありがとうございます。

いち早く給付できるような体制で作業を進めていただきたいと思います。

御苦労さんでございました。

(午後 2時04分 閉会)